

「村落 と 環境」

第5号

2009年8月

村落環境研究会

村落と環境
(第5号)

目 次

| | |
|--|----|
| 第6回シンポジウム「地縁団体と生産森林組合」(山口市)について | 1 |
| 第5回シンポジウム「村落と生産森林組合」(座長 堀 正紘) 報告 | |
| 基調報告「生産森林組合の経営動向」(枚田邦宏・鹿児島大学) | 3 |
| 第1報告「村落の維持と農林業振興」(豆田 忠・佐賀県生産森林組合協議会) | 9 |
| 第2報告「生産森林組合と認可地縁団体」(木下美穂・伊万里木材市場(株)) | 13 |
| 第3報告「久山生産森林組合の現状と100年先を見据えた森林づくり」 (宇土和彰・長崎県長崎林業事務所) | 17 |
| 第4報告「上関入会訴訟の最高裁判決の問題点」(野村泰弘・島根大学) | 23 |
| 【投稿】 | |
| 馬毛島における入会紛争と裁判(牧洋一郎・鹿児島市在住) | 27 |
| 〔研究会記事〕 | |
| 村落環境研究会第5期第1回理事会議事録 | 39 |
| 村落環境研究会第5期第1回総会議事録 | 40 |
| 会長挨拶 | |
| 第1号議案 第4期事業報告及び決算報告 | |
| 第2号議案 第5期事業計画及び予算案 | |
| 第3号議案 次期(08年09月01日～10年08月31日)役員の選考 | |
| 村落環境研究会会則 | 44 |
| 村落環境研究会の歩み | 46 |

5. 参加申し込み

○申し込み締切 8月21日（金）（必着）

○申込先

村落環境研究会 810-0001 福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル506

電話 092-738-9511 FAX 092-738-9411
E-mail info-npofori@utopia.ocn.ne.jp

6. その他

(1) シンポジウムへの参加は村落環境研究会の会員に限ります。

会員でない方は、会場受付で入会手続きをお願いします

(年会費は、個人会員2,000円、賛助(団体)会員5,000円)。

(2) 山口県内からの参加者はこの限りではありません。ただし、お一人又は1団体に資料代1,000円をお願いします。

(3) 懇親会費は5,000円です。

第5回シンポジウム「村落と生産森林組合」（座長 堀正絵）報告

基調報告

生産森林組合の経営動向

鹿児島大学 枚田邦宏

本日の報告は昨年度の3月開催の入会林野コンサルタント中央会議において報告した内容をこの場で報告したい。しかし、分量が多いので与えられた時間の中で主要な部分について報告する。細かいところは後で資料を見て貰う所もあると思うので了承願いしたい。

生産森林組合の経営の現状

生産森林組合というのは森林経営を協同化して組合員がお金を出し、労働力も出して一緒に経営をやっていくという大原則で経営している。その大原則の部分に色々な問題点が出てきている。

入会林野整備との関係でいうと、入会林野から移行するときに移行しやすい法人組織があったということで多くの生産森林組合が設立され、整備された入会の約半分が生産森林組合になった。

しかし、近年の生産森林組合の経営動向というのはなかなか大変となっている。生産森林組合に関係されている方は、毎年生産森林組合の調査表の提出を国から求められているかと思うがこれの統計が全国的にまとめられている。これを時系列に眺めてみると、そこから判ってくることを話させていただくと共に、新たな状況の中、生産森林組合をもう少し見直しても良いのではないかということを提起する。

表-1 生産森林組合数の推移と近代化法による組合
単位：組合数、%

| 年度 | 組合数 | 減少率 | 入会近代 | |
|-----|------|-------|------|------------|
| | | | 化による | 比率 |
| 全国 | 平成5 | 3,215 | 100 | 2,538 78.9 |
| | 平成11 | 3,161 | 98.3 | 2,539 80.3 |
| | 平成13 | 3,056 | 95.1 | 2,494 81.6 |
| | 平成15 | 2,951 | 91.8 | 2,353 79.7 |
| | 平成17 | 2,835 | 88.2 | 2,259 79.7 |
| | 平成18 | 2,810 | 87.4 | 2,247 80.0 |
| 鹿児島 | 平成5 | 62 | 100 | 56 90.3 |
| | 平成11 | 55 | 88.7 | 51 92.7 |
| | 平成13 | 53 | 85.5 | 53 100.0 |
| | 平成15 | 51 | 82.3 | 43 84.3 |
| | 平成17 | 42 | 67.7 | 38 90.5 |
| | 平成18 | 43 | 69.4 | 43 100.0 |

減少率：平成5年にに対する値

比率：近代化による設立組合に対する全組合の比率

組合数は、一斉調査票提出組合数

細かい点は説明できないが、生産森林組合の組合数がどこの時点で変わってきたかといえば平成5年～18年の10数年間に生産森林組合は、3,215組合から2,810組合に減ってきた。入会林野近代化の時はどんどん生産森林組合は増えていったものがこの間に減ってきた。これは生産森林組合が解散によって地縁団体となったり個人分割されるものが出でたためと思われる。

入会林野整備後の受け皿として生産森林組合が一番移行しやすく、権利者にとって良いということでやってきたわけだが、実際に生産森林組合にして運営してたら色々な問題が出てきた。そこでもう解散しましようということが10数年間に出てきた。これには色々な理由があるかと思う。

全国の生産森林組合の8割近くが入会林野あるいは集落で所有する森林を生産森林組合に移行したものである。そのため入会林野あるいは集落で管理していたものを組合組織に持っていた。そのためどちらかといえば入会林野をなるべく維持しようという考えがあった。関係者の多くの方々に聞くと入会林野の権利関係というか組合と組合員の関係が入会林集団と入会権者と同じ形の方がよいということで生産森林組合に移行してきた場合が多くあったという。その中で入会林だったら離村失権で村を離れたら権利がなくなるとしていた慣習をなるべく生かしたいとして生産森林組合組織に移行した例が多かった。

表-2 組合員数の推移と不在村組合数

| | 組合員 | うち不在村組合員数 | | | | | | 全組合員比 | |
|------|------|-----------|---------|-------|-------|-----|------|-------|-----|
| | | 組合数 | 人数 | 1組合当 | 減少率 | 組合数 | 全組合比 | 組合員数 | |
| 全国 | 平成5 | 3,215 | 293,278 | 91.2 | 100.0 | 857 | 26.7 | 5282 | 1.8 |
| | 平成11 | 3,161 | 286,766 | 90.7 | 97.8 | 926 | 29.3 | 6533 | 2.3 |
| | 平成13 | 3,056 | 278,588 | 91.2 | 95.0 | 918 | 30.0 | 6425 | 2.3 |
| | 平成15 | 2,948 | 270,151 | 91.6 | 92.1 | 907 | 30.8 | 6697 | 2.5 |
| | 平成17 | 2,835 | 255,166 | 90.0 | 87.0 | 880 | 31.0 | 6441 | 2.5 |
| | 平成18 | 2,800 | 255,676 | 91.3 | 87.2 | 842 | 30.1 | 6174 | 2.4 |
| 鹿児島県 | 平成5 | 62 | 8,039 | 129.7 | 100.0 | 17 | 27.4 | 97 | 1.2 |
| | 平成11 | 55 | 7,103 | 129.1 | 88.4 | 17 | 30.9 | 229 | 3.2 |
| | 平成13 | 53 | 6,853 | 129.3 | 85.2 | 15 | 28.3 | 223 | 3.3 |
| | 平成15 | 51 | 6,593 | 129.3 | 82.0 | 17 | 33.3 | 203 | 3.1 |
| | 平成17 | 42 | 5,510 | 131.2 | 68.5 | 13 | 31.0 | 152 | 2.8 |
| | 平成18 | 43 | 5,803 | 135.0 | 72.2 | 14 | 32.6 | 155 | 2.7 |

減少率: 平成5年を100とした値

生産森林組合でも定款に居住を集落内または地域内に限定している場合がある。しかしこの統計を見ると不在村の組合員が居る組合は平成5年でも26.7%である。平成17年で

は3割を超している。皆さん方の生産森林組合にも不在村の方がいると思われるが入会の時のように集落内に止めておきたいという意向からすると大分変わってきた。これには色々な事情があるが、組合を脱退したら出資金を返さなければないが組合にお金がない。このような中で不在村者でも組合員として関係を持って組合を維持していた方がよいとしてこのようになったと思う。入会林野の状態をなるべく引き継ごうとしてきた所でもこのようになっている。集落外に住む組合員を包括して生産森林組合を経営する事例が特殊ではなくなってきた。これが一般的になってきた状況にある。

もうひとつ、生産森林組合は、お金を出し労力も出し経営も一緒にやつていくための組織であり従事義務の話が出てくる。事業を実施する場合は共同作業で組合員の労力を提供して事業を行っていくことになっているが、これについても従事者の組合員比率が低下し、常時従事義務を守ることもままならなくなってきた。皆さんの周りでもそのような例が増えていると思う。

昔、問題となっていた自分たちの森林を貸し付けて分収造林とした例が多かったが、分収造林の割合が一定の割合を超えると、生産森林組合の本来の姿とは違ってくるから問題があると以前から指摘してきた。加えて今では組合員の高齢化・老齢化そして不在村化を含めて常時従事することが厳しくなっており、多くの組合が出役を全くやらないか年間数日の組合が段々増えてきている。

次に組合の所有面積が結構大きいということが言える。林野庁の方針で施業提案とか施業集約とか集団化を敢えて個人に分割されているものを対象にやろうとしている。皆さんの周りでも間伐をする場合でも集団化して進めようとしているが、生産森林組合有林はまとまっている。まあ地域によってはそうでないところもあるが組合有林はまとまっているということにメリットがあるということを自覚する必要がある。

それと全体のなかでは個々の私的所有の面積は少ない、地域で所有する人たちが生産森林組合という組織と同じ地区に居ることが重要だと思う。今施業地をまとめて低コストで事業を進めようとするときこれを活用することは非常にメリットがある。

総体的に生産森林組合有林の面積は大きく施業区域も一体的に存在している。またその構成員は生産森林組合有林の周りに森林を所有しておりこれを有効に使えないかということが重要だと思う。面積的には個人のものは少ないが他にないメリットがある。

生産森林組合の生産活動

生産森林組合の生産活動は、近年10数年間停滞している、以前は立木で売れるということがあった。税金の負担等で赤字になりそうなときは立木処分で一定の所得を得られたが木材価格の低迷でそれが厳しくなってきた。

現在収入として挙がっているのは林業以外の収入が多い。林業収入がたくさん挙がっている組合と全くない組合がある。林業収入も一部高齢級間伐などで食い繁いでいる実態がある。主伐が落ちて間伐が伸びているが、間伐はやり方次第で増加するものと思う。

事業損益では欠損組合が平成5年では半分です。平成17年では6割となり毎年増えている。

いつも出る話として税金の負担がある。とりわけ大きいのは固定資産税でこれの増大が見られるということは大きな問題である。いつも指摘されているが統計上にも表れている。

表3 生産森林組合の事業損益

| 全国 | 税引き前 | | | | | | | |
|------|-------|-----------|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| | 事業管理費 | | | 利益 | | 損失 | | |
| | 組合数 | 金額 | 1組合当 | 組合数 | 金額 | 組合数 | 金額 | 1組合当 |
| 平成5 | 2,848 | 3,170,187 | 1,113.1 | 1,576 | 5,492,396 | 1,393 | 765,257 | 549.4 |
| 平成11 | 2,739 | 3,049,459 | 1,113.3 | 1,354 | 2,588,875 | 1,441 | 513,389 | 356.3 |
| 平成13 | 2,640 | 2,658,656 | 1,007.1 | 1,267 | 2,435,654 | 1,402 | 489,735 | 349.3 |
| 平成15 | 2,686 | 2,599,188 | 967.7 | 1,385 | 1,430,138 | 1,398 | 586,104 | 419.2 |
| 平成17 | 2,511 | 2,414,979 | 961.8 | 1,333 | 1,245,334 | 1,286 | 706,114 | 549.1 |

| 単位 千円 | | | | | | | | |
|-------|-----------|---------|-------|---------|-------|------|--|--|
| 当期損益 | | | | | | | | |
| 組合員 | | 欠損金 | | | | | | |
| 組合員数 | 金額 | 1組合当 | 組合員数 | 金額 | 1組合当 | 全組合比 | | |
| 1,359 | 4,119,192 | 3,031.0 | 1,636 | 819,358 | 500.8 | 54.6 | | |
| 1,080 | 2,230,302 | 2,065.1 | 1,746 | 605,393 | 346.7 | 61.8 | | |
| 937 | 1,879,498 | 2,005.9 | 1,729 | 604,338 | 349.5 | 64.9 | | |
| 1,078 | 1,195,842 | 1,109.3 | 1,705 | 701,523 | 411.5 | 61.3 | | |
| 994 | 1,024,713 | 1,030.9 | 1,625 | 808,268 | 497.4 | 62.0 | | |

以上の話の中で特に生産森林組合に注目する点として3点指摘したい。

入会林野の慣習を引き継いだ生産森林組合を入会と同じような組織の離村失権や従事義務があることがメリットだったが、それが生産森林組合の活動を後退させている。

この理由として村落社会の存亡に関わる限界集落の存在、構成員の高齢化があるが、これは生産森林組合組織であろうと他の法人組織であろうと個人で持つていいようと存在する問題である。そういう意味でこのような地域社会の状況の中で以前から言っていた入会的生産森林組合の意義がなくなってきた。これは組合員による共同作業としての従事義務を果たすことが相当困難となっており生産森林組合運営の限界があるのではないか。

次に欠損組合の増加により、組織を維持するために欠損金を出してまで生産森林組合を維持出来ないという人が増えてきた。大きな問題だと思う。

自分の所有地だとまだ我慢も出来るが、組合員の中にはこの欠損金の問題が強く心の中に残って欠損金が出ない方法として生産森林組合を解散して他の組織がないかという中で地縁団体の問題、個人分割の問題が出てきている。

しかし、個人分割はまだしも、地縁団体は生産活動を行う団体ではないので考えどころだと思う。

所有規模として生産森林組合は経営する上で有利な状況にあり、収入がなく欠損金が出

るという今までの流れの中で施業集約化という動きの中どのような可能性があるのかを再度チェックしてみることが必要である。

以前立木で処分していた時には市場で1立方メートル3万円していたものが今1万円だとしてあきらめてしまえば簡単だが、生産森林組合は森林をまとめて持っていることと人工林のヘクタール当たりの蓄積は着実に伸びていることを旨く使えないか、もう一度見直すことが必要ではないか。

生産森林組合の課題と将来展望

今まで論議されてきた生産森林組合の出役の問題、税金の問題と近年の市町村合併に伴う入会林野の問題として生産森林組合となっているところでも一部入会林野として残っている集落も結構ある。これが市町村合併でどのようになるのか名義に関する不安を抱えており、相談があっても入会林野を整備して生産森林組合を持って行くか地縁団体にするのか冷静に話し合いを行うことが必要である。

林業を取り巻く状況としては大きく変わってきた。政策の大きな動きの中で二酸化炭素固定の森林に対する期待、施業提案、集約化の強化など全体的な動きの背景にあるのは木材資源の見直しの時期に入っていることである。この時に生産森林組合は潜在的に有利な面がある。所有規模の大きさ、所有地の集団化している、資源が充実している。その他に組合員の所有する森林と一体的施業ができるなど、もう一回調査してみても良いのではないか。そして集約化の中核として位置づけることが出来ないか。土地が隣接しているということだけで集約化することはなかなか大変だが、生産森林組合は0ではないある程度権利者が集まっている。これを旨く使えないかと考えている。

鹿児島でも生産森林組合の中で解散しようという組合があった。ここは現金で数千万円を持っているが組合員がどんどん減る。その組合は脱退しても出資金を払い戻せるから払い続けていたが、このままでは組合員が減ってしまうのでいつそのこと解散してしまおうという話になった。この組合は間伐の費用を毎年数百万円出している。周囲の所有者と一体的施業をするなどやり方を変えたら収入が挙がるかも知れない。まだ結論は出ていないが、ここで成功すると間伐で収入を上げましょうという話が出来るのではないか、今これに挑戦をする準備をしている。

今まで述べた生産森林組合状況の中で生産森林組合の持っている諸条件や木材市場動向等を見ると目があるのではないかと考えられる。

なお、これについての考えはすでに、半田良一氏「生産森林組合と入会林野50年誌」林業経済637号(2001年11月)に示されている。

質疑

(座長) 生産森林組合については、あれも駄目、これも駄目という話の中で生産森林組合の持っている森林面積の広さ、集団化している事実、資源の充実ということをもう一度見直して地域の林業の中核に据えて考えると展望が開けるのではないかとも知れないとの提案であった。これに対する質疑をお願いしたい。

(佐賀県越智町 原) 全国的に山間地の部落においては老齢化が進み、その中に生産森林組合があるその組合員が1人減り2人減りして残ったものでは運営管理が出来ない生産森林組合もあると思うが、そのようになった場合、森林は国に放棄するようになるのか教え

てほしい。

(枚田) 最終的に解散すれば残っている組合員に行く。その人たちが国に寄付するといえれば寄付できるかと思う。

今問題になっているのは組合員で管理が出来なくなっている事実がある。管理の中に常時従事義務があるが、この常時従事義務をはずして、管理を人に任せることはある。そのためここ数年、常時従事義務の話はなくしましょうよという話がでている。これに対し生産森林組合は、お金を出し、労力を出し、そして経営にも参加しましょうというのが原則だから外すことはできない。

しかし、生産森林組合の常時従事義務が制度的に外すことが出来れば、中には全く管理できない組合もあるかも知れないが従事しなくともよいその部分は森林組合に請負に出すとか施業委託する方法がある。出来なければ解散してしまって森林組合に長期の経営委託をするのも一つの方法である。ただ、これは森林組合が集団的に旨く利用していただけるということが前提となる。今までのように管理という部分で作業を全部自分でやらなければならないとすれば限界があり、他の方法でやる方法を考えるか制度を緩めるかしかない。

(岡本) 入会権と生産森林組合の関係で生産森林組合の設立にあたってベースに入会権があったと思うが清算した上で生産森林組合になったのか、それとも2階建てみたいになっているのか実態を調査したものはないか

(枚田) 全てとは言いきれないが多くの生産森林組合は入会林野近代化法によって入会権を消滅させてから個人の所有とし、これを集団化して生産森林組合に出資されたものであり入会権は存在しないと制度的にはいわれている。だが組合員の意識の中には入会的なものが残っているので入会的生産森林組合という表現したものである。

第1報告

村落の維持と農林業の振興

佐賀県生産森林組合協議会 会長 豆田忠

はじめに

本日は経営面からではなく集落作りの面から報告したい。

村落の維持のためには林業の維持、生産森林組合の維持、又は農地の荒廃をなくすためなど課題も多い。しかし、その前に我々の住んでいるところは中山間地であり、集落を維持していくこそはじめて林業とか農業が成り立っていくものである。まず自分たちの地域、自分たちの集落は自分たちで守っていくことが基本である。その点について今まで取り組んできたことや今行っていることについて報告したい。

限界集落にならないための手段では、まず集落を維持するためには人口を減らさないようにする必要がある。経営とか担い手とか色々問題もあるが、その前に自分たちの集落をどうして守っていくかを農業だけでなくサラリーマンも公務員も一緒になって考えるべきだと思う。

上合瀬生産森林組合の概要

私の集落の生産森林組合は小さくて組合員は19戸あったが、現在は17戸となっている。面積は31ha 人工林が21ha、クヌギが7ha、残りは雑木林・竹林・原野となっている。人工林の中の35年生以下が2ha、35年から55年までが19haであり、山林で食べていくことが目的ではなく個人名の代表名義となっていたものを法人組織に変えたものである。

農林業の後継者が安心して生活できる産業づくり

農業の後継者は3名しかいないが農家の後継者はいっぱい残している。なぜこのようにしているかといえば家庭を破壊してはいけない。集落を破壊しないようにすることではじめて農地とか林地が荒廃しないように出来るのではないか。

わかりやすくいえば17戸のうち消防団員が11名居る。ほとんどが勤め人で農業者は3名である。若い人たちは勤めながら農業とか林業はまだ判らない事が多く、日曜日ごとに公役をしながら一緒に仕事を教えながらその中でも楽しみながら仕事をするような取り組みしている。

どうしてこのような形になったかというと、農林業の後継者の人たちが安心して生活できるような産業作りというか、当地区の場合、国有林200haが集落の裏にあり、以前はほとんどが1年中雇いだった。冬は道作り、春は山焼きして植林、夏は下刈りというに50人も60人も毎日山に行くような状態だったが、先輩たちが将来雇いなくとも済む生活基盤を作ろうとして色々毎晩のように話し合った。その結果、日照時間が短く厳しい条件下でも生産できる作目として始めたのが昭和37年からのレタス作りである。当初7名で始めた。共同出荷であったため、昼も夕方も検査という状況の中で自然と人間が集まる機会が増え、農業に対する楽しみまた山の手入れの必要性などの話も出てきた。それが始まりではないかと思う。共同出荷の場で情報交換や酒を飲みながら男女とも話し合いながらやってきた。それと昭和45年から稲作の減反政策もあり、そのときレタスの栽培面積も増えたため一段と村作り・人作りが基本であるということが再認識され今まで続いている。

農林業の後継者とならなくとも農家の後継者として育てる

多くの若者を残すためには集落が嫌なことばかりなら残らない。楽しい話を持って行って自分の住んでいる集落が一番良いと認識させる。その結果、自然と見ながら聞きながらまた仕事を一所懸命しながらしているうちにだんだん子供たちにも伝わり後継者も残ったのではないかと思う。

うちの集落は山間部ではあるが福岡の西新まで 24 km、佐賀市内まで 27 km と市街地に近くそういう立地もあるかと思う。

その他の取り組みとして勤め人が多くなると山などに対する興味がわからなくなるので、平成 18 年に強制的にチエンソーの講習を 10 名に受けさせた。費用は 1 人あたり 1 万円掛かるが、中山間地の共同利用費用として半額負担し、残りを自己負担とした。これには富士町生産森林組合も含めて 100 人以上が受講した。

また今年は刈払機の講習が農業や林業に携わるために必要で、また危険防止のため富士町生産森林組合で話し合いをして講習を受けるよう予定している。農林業に少しでも興味を持たせるため地域を守っていかなければという雰囲気を持たせている状況である。

集落の団結とあり方

集落の団結を高めるため月に 1 回はみんなで顔を合わせ小さいことでも連絡し合う。

集落の自然環境はもちろん集落の人的環境を作ろうとしてやっている。

私は自治会長として毎月会合を行うことを約束している。自治会の報告と共に公民館・学校・婦人会・生産組合・老人クラブとか色々仕事があるその方々の連絡を毎月 1 回するようになっている。そうすれば集落の情報とか自治会の情報や農業の情報等全ての情報が伝わるようにしている。

また、集落の公役に対する出不足金を 5 千円と決めている。以前は 70 歳以上とか女性は 85% とかしていたが今は爺さんでも婆さんでも誰でも良い。出て来さえしてくれれば○を付ける。お互いにその時の条件が違うため支え合いながら公役をやることにしている。逆に色んな人が出てくるため公役の後の懇親会でも色んな意見が出され良いところを学ぶことで一段と集落の団結も高めることが出来るのではないかと思う。

人づくりが家庭、集落、森と農地を守る

人作りを中心に考えながらやっていくことにより農地の荒廃も林地の荒廃も自然と防げるとと思う。

また、集落の祭りが数多くあるが全員でやって全員が楽しめるよう心掛けている。

ただ公役等も以前は 3 日も 4 日していたが勤め人が多くなり高齢化して危険性もあり間伐は森林組合に委託して 21ha のうち 17ha を平成 19 年度に行った。

間伐実施の集団化についても生産森林組合の山を中心に各家を 1 軒 1 軒回って間伐実施の承諾を得て山一面全部実施することが出来た。これも集落内の繋がり、人作りが出来ていたから出来たものと思う。

人の繋がりに関しては、葬式なども今はほとんど式場で行い家ではしないが、うちの集落の場合式場することは少ない。これは 60 年も 70 年も一緒に住んで一生を過ごしてきた人に対して集落全部で送り出してやろうではないかとの意識が強く、集落の人との絆が大切にされているためではないかと思う。これは 1 年や 2 年で出来るものではない何 10 年間話し合いながらやってきた結果このようになったものと思う。

最近も同じ集落の人が外国から嫁さんを連れてきたが、結婚式もやらないでいたので集落の中堅層が公民館で結婚式をやろうとして集落全員が会費制で箪笥・長持・お譜・ケーキから用意し公民館でお祝いし好評であった。このようなまとまりが山間地の小さな集落の特典でありすばらしいことではないかと思う。

村落環境は人ととのつながりが一番大切ではないかと思う。それが出来てから経営をどうするか農地をどうするか林地をどうするかに話をもつていけばうまくいくのではないかと思う。

例えば 1 軒が集落から出て行くと家がなくなり農地が荒れる、山も荒れ、出て行く本人はよいかもしれないが残された地域の皆さん全部に迷惑をかけるようになる。これも集落で話しあえば限界集落にならず集落を持続していくのではないかとの気持ちがある。佐賀でも博多でも行ったらいいと思うが、悲観せず良い方に考え、山で暮らして自然も空気も水も良いところで暮らすのもよいのではないか。そのような気持ちで子供を育てながら暮らすのも良いと思う。

嫁を取っても核家族とせず 2 年ばかり一緒に住んでみることも必要ではないか。それが将来うまくいくコツではないかと思う。

今日は私の発表したことは皆さんの頭の隅にでも置いていただき、今後一つでも為になることがあれば幸いである。

質疑

(座長) 山間地域における集落づくりの奥義を伝授いただいた大変興味深いお話を。発表に対する質問をお願いしたい。

(牧) 山形に豆田さんと同じような取り組みをされている管野ヨシヒデさんという人がおり、その人は国際百姓交流センターの共同代表で、もう一人は佐賀県の山下惣一さんと二人で共同代表をしている。管野さんの話によると 30 年前に 28 歳で農家の跡取りになったとき集落で 3 番目に若かった。今 58 歳になったかがまだ 3 番目に若い。そして今ようやく 4 番目に若くなった。それは自分の息子が 25 歳で跡を継いだため 4 番目に若い。山形の農家の平均年齢が 67 歳という。その中で 25 歳の孫が農家の後を次いだとき祖父から難破船に乗るなど助言された。孫は難破船でも良いと頑張っている。佐賀でも農家は難破船という意識があるものだろうか。それと平均年齢が 67 歳と高い中で若者もなかなか踏み切れないという状況があると思うが、佐賀県内ではいかがなものであるか教えていただきたい。

(豆田) 今佐賀県では農業の後継者は 100 名台に乗ったところでだんだん増えてきている。だから難破船でなく親父は親父、俺はもう一つ上の経営をやるとの意気込みでやっている。こういう厳しい状況ですから逆の方法で考えてやっている方もおられるようだ。佐賀県でも一番少ないとときは 50 数名だったが今は増えている。

(基山町青本) 豆田さんの話と直接関係ないが、国及び県や大学の先生方がおられるので暴論かもしれないが意見を述べたい。

過日、佐賀県が環境税として県民一人あたり 500 円ずつ徴収することの説明会を開きに行つたが、森林の多面的効用は県民は等しく 18 万円ぐらいの恩恵を受けている。だから一人あたり 500 円の税金を払って下さいとの説明であった。私の考えるところ、農林業者がこれほど厳しいというのはそのところが問題ではないかという気がする。我々は国、県、市町村の行政サービスを受けるのに税金を払っている。人が作った物を買えば代価を払う。農業者、林業者は積極的ではないが酸素を作っている。二酸化炭素を吸収している。工業者は我々の作ったとは言わないが、酸素を莫大に使って二酸化炭素を莫大に出す。最近は出している二酸化炭素をどれだけ減らせるかその排出権が金になるという世の中である。結局工業者は、我々農林業者が作ったものをタダで使い、農林業者には全く還元されない。国からの僅かばかりの補助金と先生方の微かな希望に向けて努力をしていきましょうとの話で終わってしまう。だからこの評価をきちんとすることが必要で、我々も考え方を変えないといけないのでないかと思う。地球上には酸素は 4 分の 1 しかない。どんどん使っていけば酸素は薄くなるのではないかとの気がする。

(馬場)今、企業も何かしら環境に対する配慮として使っている分に対しては還元しようと考えはじめているように思う。佐賀県も森林整備にお金を出して下さい。例えば「企業の森」として一定期間森林所有者と契約して森林整備に要する費用を出してくれませんかとの募集をやっている。反響があり数社から問い合わせもあっている。県として今後ともこのような取り組みをして二酸化炭素を排出している方にも負担を呼びかける取り組みを進めている。実施する場合、どうしても面積的にまとまった山が必要となる。最初に思い浮かぶのは市や町が持っている山、生産森林組合の山を紹介したいと思っている。提供してもよい山があれば情報提供をお願いしたい。

第 2 報告

生産森林組合と認可地縁団体

— 佐賀県富士町における入会林野の管理に関する考察 —

伊万里木材市場 木下美穂

修士論文として佐賀県富士町における入会林野の管理について 2 年間調査したについて報告したい。

入会林野に関する主な政策

明治期以降の地租改正による官民有林区分や森林原野下戻法については皆さんご存じだと思うので省略するが、昭和 26 年の森林法改正によって生産森林組合制度が創設された。その後、市町村合併促進法や林業基本法の制定を経て、昭和 41 年入会林野近代化法による権利の明確化によって林野の有効利用を図るため、入会権を消滅させて協業化を進めようとして多くの生産森林組合が設立された。しかし生産森林組合が経営難に陥った面もあり平成 3 年地方自治法の改正によって地縁団体が法人格を有することになり資産の登記が可能になった。そのため生産森林組合を解散し、所有する林野の管理を地縁団体に移行する動きが起きてきた。九州各県で多くの生産森林組合が設立されたが、佐賀県は佐賀方式という形で入会林野整備事業の推進がされ九州で一番多い 183 の生産森林組合が設立された。

しかし、現在までに 43 の生産森林組合が解散し、そのうち 32 組合が認可地縁団体に所有林野を移行した。次に生産森林組合の解散が多い大分では認可地縁団体への移行は見られず一番多いのは、当時の組合員による共有に戻るという形が多くなっている。このように佐賀では生産森林組合と認可地縁団体への移行が九州では一番多くなっている。

解散した 43 の生産森林組合のうち 14 件が富士町内にある。ここでは全て地縁団体への無償譲渡で全財産を処分している。

私は林野管理の変遷と生産森林組合解散後の形である認可地縁団体を調査して生産森林組合と地縁団体の林野の管理の実態を比較検討した。富士町でも佐賀方式によって多くの生産森林組合が設立された。富士町における森林面積 11632ha でこのうち生産森林組合の所有割合は 17% と高く、零細な農林家が多い中、重要な役割をしているといえる。しかし、現在ではこの 17% の中で認可地縁団体の占める割合が約 3 分の 1 と増加している。

富士町では、平成 8 年までは 25 の生産森林組合があり、所有面積 1,641ha、1 組合当たり 65ha、1 組合員当たり 1.96ha であったものが平成 17 年には 11 組合面積 1,151ha、1 組合当たり 104 ha、1 組合員当たり 3.15ha となっている。

調査地区の概要

今回は多くの調査事例の中から杉山生産森林組合、大野生産森林組合と地縁団体である麻那古地区、菖木地区の事例について報告する。

杉山生産森林組合は 384ha の大規模な山林を所有しており組合員数 35 人、高齢化率は 30% と比較的若い。

大野生産森林組合はダムの建設によって地区の戸数は 9 戸となっているが、組合員数は 47 人となっている。高齢化率は大野地区に残っている人だけは 50% となっている。

富士町の中で最も高齢化率の高い菖木地区は総戸数 18 戸あり高齢化率は 59.6% となっ

ている。

それぞれの事例について入会林野の歴史を見てみると昭和30年代までは採草地利用など同じような変遷をたどり、現在は人工林の割合が多くなっている。

平成9年に麻那古地区、平成11年に菖木地区は生産森林組合を解散した。

現在はそれぞれに年に1日から12日の公役を行っている。

・杉山生産森林組合

スギの人工林の割合が多く活発な林業経営がされている。ここでは組合員と地区住民の戸数が一致しており大規模な山林を所有していることから100haを個人利用地として貸し付けしている。これは入会林野時代の割山利用制度を引き継いでいるものである。

比較的若い後継者がおり、地区内に素材生産業者もいることから林業への関心も高くなっている。ここでは公役の定年制度があり67歳以上の人には出不足金が4分の1になる。この組合では生産森林組合の存続を志向している。

・大野生産森林組合

大野地区では住民64戸のうち47戸が組合員となり残り17戸は分家、ないし移住者であった。ここでは生産森林組合を設立する以前から計画的な森林管理を行い利益は地区の共益費として利用していた。嘉瀬川ダム建設による転出で大野地区に残る組合員数は減ったが組合員資格を継続することで転出者を含めた管理を継続している。その後の管理意欲の継続のため収益の分配や研修旅行など実施している。

組合員が大野地区に6戸、内野地区に11戸、大和地區に12戸、佐賀市に14戸と分散したため各地区から役員3名を選出し、年に6回の役員会を開き各地区的連携を執っている。総会は年に1回だが、公役を平成16年の事業報告によると8回程度行っている。視察や作業活動などが多く活発な運営が行われている。公役の出席表を見ると各家から2名や3名出勤することもあるが、1人暮らしの高齢者や県外に転出した方の出席もある。また、富士町以外の地区など遠くに出ていた方でも山林の公役に出る方が多い。このように大野地区では転出者を含めた生産森林組合の存続が期待されている。

・麻那古地区

解散した麻那古地区も人工林化が進み、スギの30年生以上の人工林が多くなっている。ここでは地区住民全てが生産森林組合に加入していたため、認可地縁団体への移行もスムーズに進んだ。

増税を解散の理由にしているが、今後とも人工林の経営は継続したいと考えている。

ここで特徴的なことは広葉樹植栽への取り組みである。平成8年に村に委譲した7haの土地にボランティアによる広葉樹を植栽し「よろこびの森」を作り、平成18年には九州電力が主催となって「ふるさとの森林づくり in 富士町」を開催し「宮脇方式」と言われる県民協同によるシイ、カシ、タブ等の収益を目的としない常緑広葉樹林のもりづくりに取り組んでいる。これは風倒木被害地ができるだけ自然に近い形に戻そうとして行われた。

このようにスギ、ヒノキの人工林の管理を行いながら多様な森づくりを志向している。

・菖木地区

当地区では解散後も公役は年1回作業道沿いの草刈りが行われている。ここでも生産森林組合員は地区住民と一致し高齢化の進行と税負担の増加により解散した。ここでは公役を減らし森林組合への作業委託を進めている。これは育林補助金や直接支払い交付金を財

源としている。もし直接支払い交付金の余剰および継続が見込めれば公役はできるだけ委託して地区住民の労働の負担を軽減したいとの考えである。ここでは扱い手不足により直接管理を前提としていない入会林野の管理を認可地縁団体に移行することで実現している。

まとめ

富士町では生産森林組合の組合員資格は定款に定める者とあるが、多くは地区に居住する者に資格を絞っている。認可地縁団体になると地区に居住する者全てが構成員となることから生産森林組合の解散をとどまる場合がよく見られる。

課税措置として認可地縁団体に移行すると収益事業以外は非課税となる面があるが、財産の無償譲渡の手続きに100万円近い費用が掛かることがある。収益の使途として富士町では生産森林組合の当時から集落の共益費として利用していたこともあり、認可地縁団体の利用上の規定である利益は配分せず共益費として支出するという制度が比較的受け入れられたようである。

現状を見てみると生産森林組合として存続しているところでは地区住民の全戸数が組合員と一致せず解散することで組合員の権利が確保できないという問題点がある。または所有面積が比較的大きく100ha程度の面積がある。高齢化率もやや低く若い後継者が数名いるので公役の継続も可能である。

認可地縁団体に移行した地区のほとんどは地区住民の全戸が生産森林組合の組合員となっており、そのため過疎化が進んだところでは移入者による権利者の拡大が心配されないということもあって構成員資格についてはそれほど心配していない。逆に移入したにも権利が発生するので管理と一緒にやっていければと言っているところもある。

所有面積も小さく高齢化率は高くなっている。

生産森林組合も認可地縁団体に移行し、生産森林組合を解散したメリットを比較すると生産森林組合では組合員資格を限定することによって権利を確保することができる。公役への直接管理義務があることから財産意識の形成を継続することが出来る。生産森林組合が計画的な施業をすることによって個人有林を含む地区の森林管理を進めていることもある。また大野地区のように転出者にも権利を継続させることで地区外に出た組合員による管理も期待される。

認可地縁団体は税の負担の軽減という大きなメリットがある。直接管理の義務がないことから作業の委託や多様な森づくりへの変容という事例が見られる。しかし生産森林組合、認可地縁団体とも補助金、公役の出不足金、交付金による財源確保をしており、今後生産森林組合が認可地縁団体に移行したり、認可地縁団体の施業委託が困難になるというマイナスの面も捨てきれない。そこで健全な経営をしている生産森林組合はよいが経営が積極的でない生産森林組合や認可地縁団体では所有山林の森林組合に所有山林の情報を提示し、作業委託することで森林組合から木材価格や造林・間伐等補助金の情報をもらい現状にあった適正な将来に亘る施業の計画を樹立することが出来る。比較的大きな所有山林を有する認可地縁団体もありそういうことを実施することが重要ではないかと考える。それによって森林組合や企業は山林の情報を集約することができ安定した素材供給や事業の確保が見込まれる。一方生産森林組合や認可地縁団体は現在40年生位に偏っている林分構成に対して収益の上がる皆伐や間伐を行うことによって経営の健全化が出来るのではないかと思う。

終わりに

私の勤めている伊万里木材市場では今年度から森林整備事業に取り組みます。その内容は、ある程度大きな面積を有する森林所有者と協定を結び立木を買い、その後植林して下刈りを5年間してお返しするというものです。今年は大分営業所の方実践し試算をしており、今後うまく佐賀でも活用していただければと思う。

質疑

(座長) 生産森林組合として存続している組合と地縁団体に移行した地区に対し分析された意匠的な報告でありこれに対する質疑をお願いする。

(江渕) 2点質問したい。1点目は認可地縁団体という呼び方はどこから出てきたのでしょうか総務省あたりからか、2点目は組合員の定義について、資料を拝見すると麻那古地区、菅木地区の戸数と組合員数が同数となっている。これはおそらく世帯主であろうと思うが、地縁団体の場合、地方自治法260条の2以下に規定があり、その規定では構成員は個人となっている。地縁団体では世帯主、妻、子供等個人が構成員になるのが法制度の建前であるがこの点について問題意識を持っておられるかお伺いしたい。

(木下) 認可地縁団体という呼び方は元々公民館等所有する地縁団体というのがあって、この中で認可を受ければ土地など登記が可能な法人格を得たものを認可地縁団体と言わせていただいた。2点目について確かに構成員は地区住民全てとなる。新に転入した者も転出された方も権利確保が問題となる場合が多くなると思う。

しかし聞き取りした範囲では森林管理が消極的な現在転入された方から新たな刺激を受たり転出した人に脱退金を払わなくて良いという利点もある。認可地縁団体になったから全てが悪くなつた訳ではないといつてはいる。

(江渕) 建前として世帯主だけでなく奥さん子供までメンバーになっているが、総会は世帯主だけでやっているのではないか。実態は各世帯つまり家だと思う。これが入会権においては入会慣習であり入会権は慣習に従うというのが民法に規定があり差し支えない。ただ地方自治法260条の2の適用を受けることになると個人ということになっており極端に言えば地縁団体の総会を世帯主だけでやってはいけないといわれかねないのではないか。

(木下) 認可地縁団体の総会は集落の区会となりこれに基づいて決定していくということになる。これは市町村長の認可を受ければ良いことになっている。

(矢野) 生産森林組合の数と解散し地縁団体となった数が九州で一番多いということだがその原因をどのように捉えているか。佐賀方式により入会林野整備事業が推進された事と関係あるということだが佐賀方式とはどのようなものか。

(馬場) 佐賀方式というのは、入会林野近代化法が昭和41年に制定されたが3、4年間整備はしたいがなかなか進まないということがあり、県の段階で任意団体である整備推進協議会を設置した。そこに専門の担当者を配置しその人がパイプ役となって地区の入会集団と市町村と県がタイアップして推進協議会が整備計画書を作成し整備を進めていく方法で、専門職の方が進めたため特に入会林野整備の進度が上がった。

第3報告

久山生産森林組合の現状と100年先を見据えた森林づくり

長崎県長崎林業事務所 宇土和彰

1. はじめに

近年、森林については、地球温暖化防止、水土保全機能、生物多様性の保全など、環境的側面に対する国民の関心が高まっている。

しかし、戦後の拡大造林により、約1000万haの人工林が造成され、そのほとんどが、成熟しつつあり、利用可能な段階に入ろうとしていることは、社会的にあります。また、森林所有者の多くが、どのように木材を販売していくか、どのように管理していくべきか途方に暮れているのではないか。

このように林業が「業」として成り立なくなつた背景には、「木材価格の低迷」「外材の輸入自由化」「低コスト作業の取り組みのおくれ」など、外的要因が主にクローズアップされてきた。

しかし、諸外国の状況を見ると、日本を除く先進国は、木材生産量が増加しており、特に欧州ではこの15年間に4割も増加している。

このようになった大きな要因として、我が国では、利用可能な森林が、少なく保育的施業を中心であったこと、諸外国では、機械化と路網整備が進み、高度な森林経営のサポート体制もと、常に製材・加工技術も含め国際競争の中で切磋琢磨されていたことによると言われている。

しかし、人工林のほとんどが、やっと利用可能な段階に入ろうとしていること、国際的な木材需要の高まり、原油高騰などを背景にしたフレート高などから、国産材に対する製材業界の期待が高まっている。

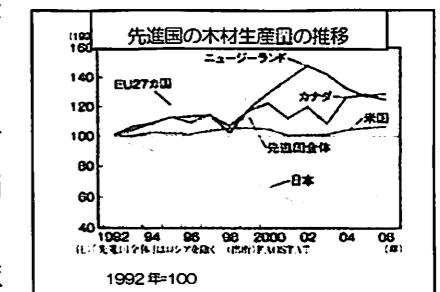
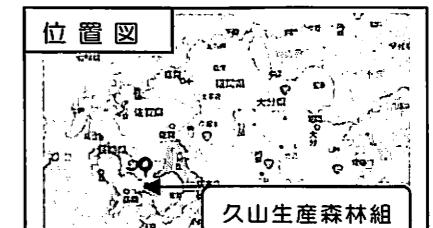
このような中で、森林経営者にとって、「いかに木材生産を行いどうやって現金収入を上げ持続的な経営を行うか」という課題を喫急に解決する必要がある。

特に、法人として森林経営を行っている、生産森林組合の場合は、ほとんどが纏まった面積を有するという“強み”があり、それを活かした経営を行うべきと考える。

しかし、集落や自治会などを基本とした、共同組織の法人となっているため、組合員の総意による事業運営が求められ、明確な目標の設定など、組合員の主体的な努力が必要となっている。

これに対し、長崎県内には、108の生産森林組合があるが、そのうち8割については、欠損金が生じており、将来への経営不安、後継者問題、更に法人税の問題など、現実は極めて厳しい状況にある。

そのような状況において、久山生産森林組合においては、設立の主旨に沿って、組合員の能力の発揮と組織の活性化を実現するため、「次世代へつながる100年を見据えた森林づくり」に取り組むことになった。



2. 久山生産森林組合の現状と課題

集落有林の共同経営を目的として、昭和37年に設立され、その後集落に近い所有林の約半分が、工業用地の用地買収となってが、その資金で地区公民館を作るなど組合員の繋がりを一層、強固なものとした。

これまでに、植栽、下刈り、間伐などの造林事業、シイタケ原木販売、作業道の維持管理、舗装を行っている。

また、森林施業計画を樹立させ、森林整備地域活動支援交付金を受け、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等を行っている。

このような組合の背景から、組合員の森林に対する関心は高いが、組合員の高齢化や後継者問題、組合経営など、喫急の課題に直面している。

2-1. 地域の概要

久山生産森林組合は、長崎県の中央部に位置し、県内最大規模の工業団地や住宅団地に隣接しており、都市部における貴重な森林地帯として、地域にとって大切な資源となっている。その主峰の「碁盤の辻」は、有明海・橘湾・大村湾が一望でき、九州遊歩道も整備されていることから手軽にハイキング登山ができる格好の山として県内外から登山者も多い。また、土師野尾ダムの水源林としても重要な森林となっている。概して言えば、「都市型の里山」であるといえる。

2-2. 久山生産森林組合の現状

(1) 組織

平成20年度現在、組合員の総数は149名、非常勤理事は10名、監事3名、常勤の職員が1名となっている。また、役員改選は3年毎に行なわれており、役員の選任は、久山町内の各区域の推薦により行われている。

(2) 平成20年度の計画

年間3日の組合員の出役により実施し、間伐等を行うことになっており、平成19年度は、除伐4.9ha、平成20年度計画は間伐5.0ha、また作業道の舗装、120m、下刈りを行う計画である。

(3) 財政状況

当組合の財政状況は、平成20年3月31日現在、主な総資産額が、61,811千円、出資金(資本)が2,840千円となっており、剩余金は39,848千円となっている。



| 平成20年度現在 | | |
|----------|-------|------|
| 総 数 | 149 名 | |
| 役 員 | 非常勤理事 | 10 人 |
| 職 員 | 監事 | 3 人 |
| | 常勤 | 1 人 |

| | H19実積 | H20計画 |
|-------|-------|-------|
| 間伐 ha | 4.9 | 5.0 |

| 貸借対象表 (千円) | | |
|------------|---------|--------|
| 資産 | 総資産 | 61,811 |
| 負債 | 総数 | 61,811 |
| ・資本 | 固定・流動負債 | 19,123 |
| | 資本 | 2,840 |
| | 剩余金 | 39,848 |

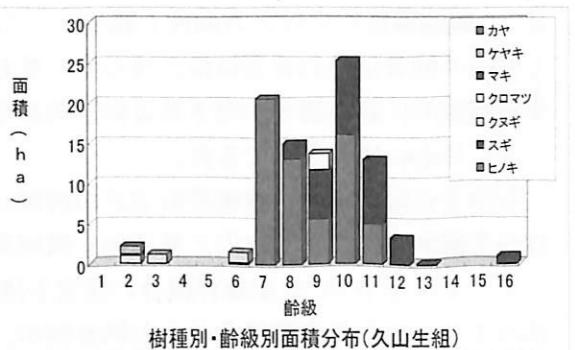
(4) 森林資源の状況

森林面積は102ha、人工林85ha、天然林17ha、人工林率83%となっている。その内、スギは25ha、ヒノキ60haであり、齢級分布では10齢級が25haと最も多く、9齢級以上の人工林が、56haで6割を占めている。

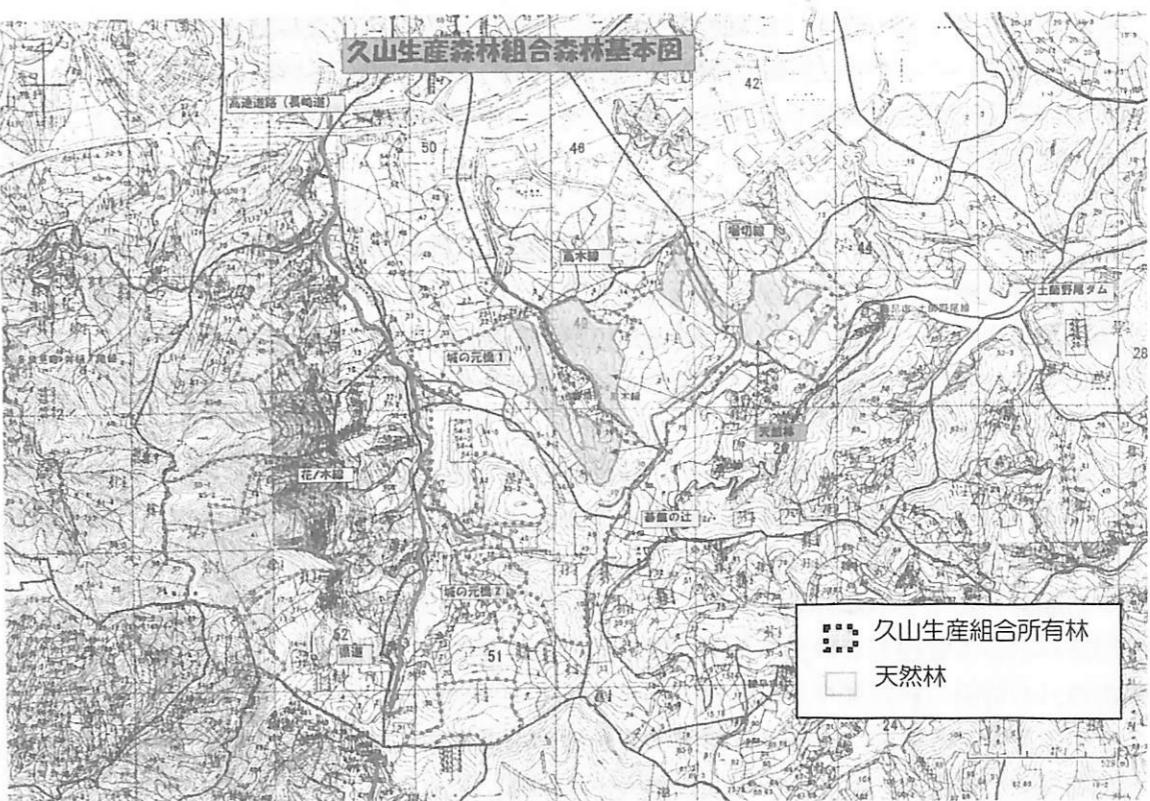
(5) 路網の整備状況

市街地に隣接していることから、市道などにより森林は、取り囲まれているものの、現在の林内路網延長は、3,130m、路網密度、31m/haである。

今後、間伐材生産によって、自立できる生産性を確保するためには、200m/ha程度の路網密度が必要とされていることから、ながさき森林環境税などを活用して10km～15kmの開設を行うことになる見込みである。



| 路網密度 | 31m/ha | 延長m |
|------------|--------|-----|
| 林道篠木線 | 380 | |
| 作業道堀切線 | 1,350 | |
| 作業道城の元橋1号線 | 700 | |
| 作業道城の元橋2号線 | 500 | |
| 作業道花ノ木線 | 200 | |
| 合 計 | 3,130 | |



2-3. 久山生産森林組合の課題

久山生産森林組合の設立の主旨に沿って、組合員の能力の発揮と組織の活性化を実現し、次世代へつながる森林づくりを実践していく必要があり以下のような問題に直面している。

(1) 組合員における森林経営への関心の低下

(2) 明確な森林経営ビジョンの不備

(3) 木材生産によって間伐を行う基盤（作業道）の整備

3. 課題解決に向けた方向性と経過

戦後の拡大造林の背景には、40年～50年後には、再造林も行なえるだけの十分な利益を生み持続的に森林經營ができるという大きな期待があった。そのため、誰もが大きな期待を持って、熱心に植林されてきた。

しかし、現状では、材価の低迷、相続税、世代交代の中で、皆伐後に再造林されない未斎造林が全国的に拡大するなど、經營面、環境面において問題が生じている。

そのような中で、生産森林組合の經營を維持することは、過酷なことであると感じる。事実、県内108の生産森林組合のうち約8割が、当期剩余金に欠損が生じている。

この過酷な林業經營を生産森林組合が、何故、続けられるかという理由の、一つは、先祖から受け継いできたものを自分の代で、途絶えさせたくないという責任感があるからではないかと思われる。

特に久山生産森林組合では、「間伐・枝打ち・下刈り作業を年間3日の組合員の出役により実施する」という組織運営の基本理念があり、未来へ責任を持って引き継ぐという、強い責任感がある。

その思いに対して、我々、林業普及指導員は、このような生産森林組合に対してどのようにサポートしていくべきか、熟慮した結果、組合の去就は各人の自由に委ねられていることから、お互いの意見を尊重し物事を決めていくワークショップで進めていくことを基本とし、以下のような観点から行うべきと考えた。

4. 「100年の森林づくり」加速化推進事業による課題解決

(1) 木材生産によって間伐を行う低コスト作業システムの構築

国際価格となった材価に対応するためには短期皆伐施業から長伐期施業への転換が求められるようになり採算が合う、木材生産によって間伐を行う作業システムを構築する必要がある。

(2) 多様な森林づくり

本来、生産森林組合であることから、経済林として經營を行うべきであるが、これまでの経過の中で、尾根部の不成績造林地、風倒木被害地、谷部の崩壊地などにおいては、広葉樹林化などの施業も求められる。

(3) 経済林としての森林づくり

経済林として管理していくエリアには、長伐期施業に対応した高密路網を配置していく必要がある。

そのようなことから、平成20年度「100年の森林づくり」加速化推進事業に応募することを理事会へ提案し、その後の総会で可決され実施に至った。

5. 今後の具体的取り組み

(1) 久山の森林づくり推進協議会の設立

組合の經營方針グランドデザインを検討するに当たって、学識経験者からの指導、行政からの助言を反映させるため、協議会を開催する。

(2) 組合員の意向調査等の実施・分析

組合員が今後の森林經營のあり方について、どのように考えているのか、アンケート調査を行いその動向を分析し、組合員にとって魅力ある經營ができるようにする。

(3) 各種の森林施業や路網の最適配置の調査検討

ゾーニングの設定を行い、木材生産林、針広混交林、大径材生産林、ふれあい体験林などのエリア区分を行い、それに対応した施業方針、作業道の配置計画を作成する。低成本で壊れにくい作業道を構築するように検討する。

このような取り組みを実現させるには、国の補助事業に加え、県や市による支援策を活用するハード面と、「100年の森林づくり」加速化推進事業によるグランドデザインを作成する、ソフト面とを組み合わせて行うことが有効と考える。

6. 現時点での評価及び今後の展望

今後、協議会の開催、組合員の意向調査等の実施・分析、各種の森林施業や路網の最適配置の調査検討などをを行い、グランドデザインなど報告書を作成することになっている。

前述したように、当組合の森林資源状況から推測すると、10年後には、全体の95%、80haが、9齢級以上となる。

このため、今後の10年間でどのような施業を行っていくかによって、組合が持続的に発展していくか、大きな岐路にたたされていると言つても過言ではないと思われる。

これまでの、植林、下刈り、間伐などの長い投資期間が終わろうとしている中、最終の投資期間として、向こう10年間で路網を整備しつつ、間伐を行い、基盤を整備していくことが肝要である。

そのようなことからも、「100年の森林づくり」加速化推進事業を契機として、先達から受け継いだ森林を健全な状態に整備するためのグランドデザインを作成し、次世代へ適切に引き継ぐことは持続可能な森林經營を行う上で、有意義であると考える。

そして、今回の取り組みが、今後の生産森林組合の經營のあり方として、一石を投じることになれば、幸いである。

7. おわりに

久山生産森林組合のグランドデザインを明確化することにより、経済的側面と環境的側面を両立させながら、持続可能な森林經營が実現できる方向への展開が期待できる。

また、国産材に対する期待が高まる中、久山生産森林組合の方々とともに、未来へはばたく、森林づくりを目指すべく、私はさらに自己研鑽し、技術の向上に努める所存である。

最後に、この事業への取り組みを英断し、生産森林組合の新たな事業展開に挑戦された、久山生産森林組合、組合長をはじめ、理事、組合員の皆様に敬意を表し、報告を終わる。

質疑

(座長) 林野庁の100年の森づくり加速化推進事業に応募し選択され、生産森林組合があれもないこれもないこれもない何をしてもおもしろくないという話の中で100年先を見据えた森づくりを今からやるんだ、しかも安定的に供給し安定的に収入を上げていこうと意気込みについて高く評価したいと思う。これに対する質疑をお願いする。

(久山生組南条) 私は生産森林組合に携わって 50 年になる。31 歳の時に役員になって現在までやっていたが、その中で 100 年の森づくりということで宇土さんから話があった。以前、諫早市の市長が 15 年ほど前に久山生産森林組合で 100 年の森を作らないかとの提案があった。ここでヒノキの 100 年の森を 1 ケ所作ったが、30 年から 40 年の山が台風で全滅した。これには道が無く全部腐らせてしまった。この時考えついたのが 100 年の森と合わせケヤキを植えて 300~500 年の森を作り、孫、ひ孫以下から先代は良いことをやったなどと言われるような森づくりをやった。15 年程前にダムが出来たが水源の確保、二酸化炭素の吸収のため針葉樹より広葉樹も良いのではないかと考えケヤキを植えてその中に下刈りを減らすためクヌギを植えシイタケ原木として売って組合の収益としている現状である。今年から本格的に作業道の開設に取り組むがここに出席の林野庁、大学の先生方にお知恵をお借りして立派な山つくりをしていきたい。

(林野庁花村) 協議会を開催するようになっているがメンバーはどのような方を想定しているか。

(宇土) 生産森林組合の 8 月の理事会で会則を制定した。メンバーとして生産森林組合の理事、監事、顧問、技術顧問として堺先生にお願いしたい。顧問として諫早市役所担当者それから業務委託する長崎南部森林組合それから私が普及員の立場で入る予定である。

第 4 報告

上関入会訴訟の最高裁判決の問題点

島根大学 野村泰弘

近年、環境保全のため入会訴訟を利用するということがあり上関原発訴訟はその代表的なものではないかと思う。これを紹介して入会権の法的な問題について考える機会になればと思う。

先ほどから山村集落の話が出ておりますが、私は限界集落が集まつたといわれる島根県に住んでおり、中山間地研究センターの方から 2 年ぐらい前に不在村放置林の問題と一緒に考えてくれという話があり、昨年一つ小さい論文を書いたが、この問題では特に個人の森林所有者の不在村問題が取り上げられていたが、生産森林組合のような場合であれば何人か欠けても全体の力でカバーできるかも知れませんが、個人所有の山となるとなかなか難しい。

県の方も県外に出た人の所在を確認して間伐をしたいと行ってもなかなか署名や印鑑がもらえないということで難儀している。どうにか出来ないかということでありまして、少し暴論であったが、いっそのこと離村する場合は離村失権として個人所有であっても山は地域に置いていけ、それが出来なければ長期施業委託については同意しろというようなことを書いたことがある。山というのは公共的な資産であり、心して単なる個人資産と考えないで取り扱っていく必要があるかと思う。

本題に入るが、この判決は今年の 4 月 14 日に出たもので、上告して約 2 年半経てようやく出た判決で、結果的には上告棄却になっています。ただこれは多数意見 3 人に対し、反対意見 2 人という微妙なところで敗れた判決であります。この判決は最近の判例時報 2007 号の 58 ページに載っている。そこでの評価は全員の同意によらない処分が認められる客観的要件について判示した点について意義があるとしている。ただ私は個人的には多数意見よりもむしろ少数意見の方が正しいと思っている。

多数意見と反対意見を並べて見てみると、この上関原発用地の訴訟は四代区という入会集団が共有入会権を持っている土地に中国電力の原子力発電所が建設されるということになって町を 2 分する争いになった。原発用地の所有者である四代区は入会集団だが、この中の 104 人に対し 4 人の少数が反対しているという形の訴訟になります。第一審は原発に反対する原告の少数者が勝ったといつてもよいが第二審の方では逆転して中国電力側が勝っている。

その高等裁判所の判決に対して多数意見、反対意見とも高等裁判所は従来の共有入会権が地役入会権に転化しその後何十年も経っているので時効消滅したように言ったが所有権の移転は認められない。つまり共有入会権が地役入会権に転化していない。だから時効消滅の前提を欠くことになるとしてこの点は退けている。

ただその後、多数意見の方は結論的には役員会全員一致の決定による入会財産の処分は有効である。共有の処分の慣習があったので有効であるとして中国電力は入会権の負担のない完全な所有権を取得した。そのことによって四代部落の住民は入会権を喪失したのでそれに基づく入会の妨害排除請求も出来ないといっている。

これに対して反対意見の方は多数意見の判断をことごとく否定している。多数意見の方

では四代区というのは明治24年10月に成立したという前提に立っているがこれについては疑わしいと判断している。

それから本件の慣習についても慣習と認めるだけの材料がない。多数意見が認めた例が2例あるが、この2例とも全員の同意を要すると解することもできる事例である。この2例は県や町に道路用地として売った場合でこれに対して地域の住民が反対するということはあまり考えられない。すなわち全員の同意があったとも考えられる事例であるのでこの役員会のみの全員一致の決議で処分できるという慣習があったとは認めがたい。特に天田島という地区の側にある島の売却話については数人の反対でこの売却話が流れたことがある。それをもってすればむしろ総会こそ決定機関ではなかったかと見ており、そのような慣習が成立していたとみることはできないとしている。

この判決の意義は慣習が有効となる要件となるものを多数意見、反対意見とも述べている。

多数意見の方は、入会権の処分につき構成員全員の同意をしなくても公序良俗に反するなどその効力を否定すべき特段の事情が認められない限りその効力を有するとしている。反対意見の方は入会財産の処分には全員の同意による決議が必要であることを前提としており全員の同意を要しないというような慣習の場合特別な合意が必要である。

これまで全員の同意が必要という入会裁判の下級審の判決はあったが最高裁で反対意見にしてもこれだけ明確に述べたのはなかったのではないかと思う。

他にも多数意見の方でも管理権と処分権を分けて論じているのは新しい点だと思う。従来は管理処分権として一つにまとめて論じられていたが管理と処分とではやはり重みが違う。入会財産を何に使うかということと処分をしてしまうのではなく意味が違うので少なくとも処分については全員の合意が必要だと点でのとらえ方が必要だと思う。

この判決の後にもっと重要な判決が出ているので紹介する。それは本日出席の牧さんが調査されている種子島の馬毛島の訴訟で最高裁判決があった。裁判官は上関の最高裁と同じ人であるが、この馬毛島の最高裁判決の中でこれまで認められていなかった入会権の確認訴訟において入会権の確認請求に同調しない人たちを被告にすることで固有必要的共同訴訟の条件をクリアできる画期的な判断を示している。これが今年の7月17日です。これまで固有必要的共同訴訟によって本来の請求が門前払いされてきたが今後はこの判決で示されたことによって入会裁判は非常に変わっていくのではないかと思う。

質疑

(中尾) 少数意見では多数決では駄目だといっている。多数意見は多数決でも公序良俗に反しなければよいと言っている。これは公序良俗に反しませんか。

(野村) 多数決ではない。役員会全員の一致の決議の慣習があればよいといっている。

(中尾) それが公序良俗に反しないかとお尋ねしている。例えば沖縄の事件で男の世帯主は認めるが女の世帯主は認めない。これは公序良俗違反として女の世帯主も認めろというのが平成18年3月14日の最高裁判決です。これは多数決で処分できるということは民法251条に反して強行法規違反だと思う。強行法規違反でありながら公序良俗に反しないことがあるのかと言っている。若干法律論になって申し訳ないが多数決が公序良俗に反しないとは言えない。例えばある人が木を植えている多数決で入会権を処分すること

が果たして出来るのか。私は最高裁が公序良俗に反するか反しないか差し戻すべきだったと思う。多数決が公序良俗に反しないのかその辺のことをお伺いしたい。

(野村) この場合多数決の事例ではないが、多数決であったとして全員の同意がなければ無効だと言っている。

(中尾) そういうことがありますか。私の財産の処分が多数決に任せますよということがあり得ますか。

(野村) ただそれをしっかりと見てみれば管理権は任せるが処分権についてはまだ留保している。

(中尾) 管理は多数決でよいとしても処分権は駄目だ、管理権と処分権を一緒にすることはおかしい。多数決というのが正しいか。

(座長) 何が論点かを解説してほしい。

(矢野) 入会権というのは共同所有権の一形態ですね、例えば100人の構成員がいてそれぞれが権利を持っている。その土地を処分しようとする場合10人が反対し90人が賛成した。こういう場合10人が反対しているのに処分することが出来るのかということ。

10人にしてみれば自分の持ち物を同意していないのに処分されてしまうのは不当だと思うが、今度の最高裁の判決を前提にすれば、例えば規約を作つて3分の2の多数決で決めた場合は処分できるとか、役員が何人かいて役員が全員一致合意できれば処分できるという規約をつくれば慣習として認められる。だから慣習として有効だから処分は有効だという論法で原発用地として売ったのを是としたものである。中尾先生によれば自分が同意していないものを自分の財産を勝手に処分できるかとのお怒りだと思う。

(江渕) 今の説明の補足として、最高裁判決がこういう立場に立っているんです。矢野先生は10人の持ち物といわれましたが最高裁は反対者10人の持ち物ではない。例えば普通の共有ですと100人が1個の財産を共有するとなると1人1人が100分の1の権利を持っていることになる。ところが入会権の場合100分の1の権利が無く1人1人の権利はありませんという理論を言っているのです。従つて10人の持ち物という概念が全くないのでこういう判決が出来てしまっている。この最高裁の考えがいかにおかしいか今から論証しますが、1人1人が100分の1の権利を持っていないとしたら1人1人の権利がゼロであれば100倍して何で1になるのか私には理解できない。最高裁はこの点について何の説明はしていない。1人1人の100分の1権利がないという概念は法律上どこにも決めていない。実はこれは大正時代に学者が言いはじめたこと。たつそれだけで最高裁は何の疑いも持たずそういうことを言って多数決で処分できると言っている。これは非常に理論的におかしいと中尾先生がおっしゃった。

(中尾) 法律家というのは変なことばかり考えている。みなさん法律家でない方はどう考えているのか健全な常識をお伺いしたい。最高裁といつても最後は2対3です。だから最高裁全部が健全ではない。馬毛島の訴訟では入会権者全員でないといけないということについて差戻しました。ようするに原告か被告になっておればよいとの最高裁判決が7月17日に出たが、このときの裁判官は上関と同じ人です。だから全部がおかしいわけではない。この3人が何でもかんでも中国電力に勝たせなければと私は思っていた。皆さんの健全な常識でどうお考えになるかで裁判官の考えがおかしいかおかしくないかをお伺いしたかった。

【投稿】

馬毛島における入会紛争と裁判

牧 洋一郎

(枚田) 今まで聞いてきた話と違う最高裁の見解だと思ったが、出てしまった判決が今後どのように影響するのか。他の入会権の処分のときにこのように一定のルールが出来てしまって新に処分権の決定が出来る場所を作つてやつたらOKだという判決がでた影響を知りたい。

(中尾) 本件は上関の事件については拘束します。仕方ない。最高裁判決があるではないかに対し公序良俗に反するか反しないかを調べろということで攻めることは出来ると思う。

(江渕) 枚田さんの質問は最高裁が判決を出した場合どのような影響があるかとの質問だと思う。法律論を言えば当該事件しかこの判決は意味がない。しかし、将来他の裁判所(最高裁判所から下級審まで)が判例として引用し、同じ考え方で裁判をする傾向がある。従つてこれが判例としての意味を持っているとしたら法律で定められたものと同じ効果が出来てしまう。

但し、問題はこの判決がどの判例集に登載されたかで変わってくる。最高裁判所が民事判例集という判例集を出しているがここに登載されるとアウトになる。我々はこれを公認といつてはいる。判例時報は民間が出しているもので未公認であつて判例としての意味は無いだろうと思う。なぜかといえば、裁判官が過去の判例を引用する場合は最高裁が出了した判例集に載っているものを使う。民間の判例集に載ったものは使わないという慣習がある。従つて判例時報に載っただけではそう強い意味はないものと考えられる。もうひとつ裁判集民事編というのがある。これは裁判所の内部資料らしいが我々法律を勉強しているものがあまり見ることがないが、これに登載されるとこれも公認判例扱いとなる。

(中尾) 判例集に載るかは判らないが、この判例は一般的の事件も拘束します。しかし、どうにもならないかと言えば公序良俗に反するかどうかで争うことは出来ると申し上げたい。適用をいかに排除するかということでやっていけると思う。

(野村) この判決の中で多数意見と反対意見があったが今後反対意見が今後どの程度反映されるかで変わってくるかと思う。私の意見は9月末に発行される「島大法学」に載る予定で今回は時間も少なかったので是非読んでいただければと思う

一、はじめに

二、訴訟の経緯

三、当事者の主張、その留意点

(一)、原告らの主張

(二)、被告業者の主張

(三)、被告住民らの主張

(四)、留意点

四、判決、その評価と検討

(一)、第一審各判決

(二)、第一審各判決の問題点

(三)、控訴審判決

(四)、上告審判決

(五)、学説・判例・・・固有必要的共同訴訟

(六)、私見

五、今後の課題

六、結びとして

キーワード：環境保全、固有必要的共同訴訟、実在的総合人、共同体的規制、総有

一、はじめに

平成20年7月17日、馬毛島(鹿児島県西之表市)の入会権確認請求訴訟が最高裁から鹿児島地裁に破棄差戻された。従来、入会権確認訴訟の入り口論として固有必要的共同訴訟が立ち塞がっていたが、これによって集団訴訟の門戸が大きく開かれるものと考えられる。そこで、今後の馬毛島入会権確認訴訟(差戻審)を射程に入れて、当該最高裁判決の重要性、当該訴訟の問題点及び入会権の存否について考察したい。なお、本稿は本誌第2号(2006年)に掲載された拙論「入会紛争と環境問題」の続論として述べるものである。

二、訴訟の経緯

馬毛島の葉山港周辺は、西之表市の壱泊集落(以下「本集落」という)が管理・利用してきた漁業用地(3字4筆、総面積約2万2千平方メートル)であるが、平成13年5月、本件各地の大半が登記名義人4人(登記時点の浦の代表A, B, C及びD【便宜上、記号を使用する】)から採石業者=馬毛島開発株式会社(以下「業者」という)へ所有権の移転登記がなされた。つまり、登記名義人らは権利者約40名(非漁民も含む)の同意を取り付け、地盤総面積の約64%を総額216万円で業者に売却譲渡した。よつて現在、登記名義は業者(約3分

の2)と浦の元代表ら4人(約3分の1)の共有名義となっている。字葉山(雑種地1筆、約2千平方メートル)は現在も漁具倉庫や潮待ちに利用されている場所で、字蟹泊小屋(宅地1筆、約2千平方メートル)は漁撈小屋群跡地で、そして字八重石(雑種地2筆、約1万8千平方メートル)はかつて燃料材の採取等に利用されていた場所である。つまり、本件各土地は採石作業を行うために運搬や物置場として重要な位置にあり、よって所有権移転登記は重機や機材の搬入・搬出等を目的としたものである。しかし、この件に関し、採石工事に反対する住民(権利者)ら20数名は、「島の自然環境破壊に繋がるのみならず、各入会権者が有する処分権、議決権への侵害である。入会地の処分は権利者全員の同意がなければ無効である」という理由で鹿児島地裁に訴えを提起した。

平成13年11月、本集落住民22人(漁民11名、非漁民11名)が業者と譲渡した登記名義人2人(A, B夫々2分の1ずつの登記名義)を相手に字葉山を対象として「売買の無効・妨害の排除・所有権移転登記の無効」請求の訴え(同13年(ワ)第1065号事件、以下「甲事件」という)を提起し、そして翌14年4月には、原告に非漁民1人が加わり、業者と譲渡した登記名義人2人(C, D夫々2分の1ずつの登記名義)を相手に字蟹泊小屋と字八重石を対象に「所有権移転登記の無効」請求の訴え(同14年(ワ)第307号事件、以下「乙事件」という)を提起し、更に同年9月には3字4筆全部を対象に「入会権確認」請求の訴え(同14年(ワ)第785号事件、以下「丙事件」という)を提起し権利者全員の訴訟参加となり、原告が住民26名、被告が原告に加わらなかつた住民36名(A, B, C及びDを含む)と業者となつた。つまり、売買無効の確認・妨害排除請求事件、土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件及び入会権確認請求事件が、次々に訴え提起された。

次いで、丙事件が提起されると同時に甲事件で売買無効の請求が取下げられ、丙事件で「売買を原因とする共有持分移転登記はその原因がなく無効であり、被告馬毛島開発株式会社は係争地に何等実体上の権利を有しない」(丙事件訴状3~4頁)と請求の原因として述べられることになった。そして、甲乙両事件は併合審理されることになり、更に原告らは登記名義人(A, B, C及びD)に対して訴えを取下げたため、両事件の被告は業者のみとなつた。また、本件各訴訟は、採石工事によって「大幅に漁民らの漁業用地利用が縮減されるばかりでなく、海岸には泥水が流れ込み水産資源に悪影響が生ずる恐れがあると同時に、島の生態系に大きな変化を来し、島の環境利益が大きく損われる」という観点から地元の環境保護団体(馬毛島の自然を守る会)などから支援され、環境保護運動として発展していった。

三、当事者の主張、その留意点

(一)、原告らの主張

イ、妨害排除、環境保全について(甲事件)

この島の近海で漁業をする原告を含む漁民達は、被告会社が採石をなすことで「ナガラメは爆発振動で子を産まなくなる」「いつの時代も漁師として生活していく環境を守りたい」・・・(中略)「緑がなくなれば回遊魚が減少する」「採石工事で溜まった水は必ず海に流される」等の不安を持っていた。(訴状3~4頁)

現在においては、・・・(中略)土砂流失によって海岸部に汚泥が堆積し、採石工事における海水汚染が発生している。(訴状4頁)

被告馬毛島開発株式会社は、本件葉山の土地が既に述べた共有の性質を有する入会地であるにも関わらず、勝手に時化などの日を除いて毎日のように自家発電の燃料やガソリン・軽油・その他燃料の搬入路等として頻繁且つ継続的に利用し、トラック等により同土地にその使用人または第三者を立ち入らせたり等して同葉山の土地の占有使用を妨害している。(平成15年6月10日付準備書面4~5頁)

ロ、所有権移転登記手続抹消について(甲乙事件)

この登記は実体上の地盤所有権者である入会集団たる塗泊集落の名では所有権移転登記手続をなすことが出来ないので、入会集団からの委任により便宜的に浦役〔実名は筆者が省略した〕の共有名義で登記手続を為したものである。(甲事件の訴状5頁)

A, B〔実名を伏し記号を使用する〕は任意に処分しうるような共有持分権を持つものではない。(甲事件の訴状5頁)

C, Dは集団の委任によって便宜上登記名義人になったに過ぎないのであるから、持分を処分する権能を有しない。(乙事件の訴状3頁)

ハ、土地処分の是非について(丙事件)

本件土地はいずれも塗泊集落の「共有の性質を有する入会地」であるから、その権利の性質上、全員の同意がないかぎり、その一部であっても処分することができず、また、被告漁民らA, B, C及びDは、当該入会集団の委任によつていわば便宜上登記名義人になったに過ぎないから、持分を処分する権能を有しない。共有の性質を有する入会地は原告ら一定集落住民の共同所有地であり、所謂総有である。ここでは、総有とは共同体集団関係のもとにおける共同所有であり、通常の共有のように持分譲渡処分の自由がなく、共有持分に基づく分割請求権もない。したがつて、全員の同意なくして総有地の一部を売却譲渡することは不可能であり、係争地の譲渡処分は入会権者全員の同意を得ていないので被告漁民と被告業者間の売買契約に基づく売買譲渡と、被告漁民から被告業者に対する入会地たる一部所有地の持分の移転登記は全く無効である。(訴状2~3頁)

(二)、被告業者の主張

イ、妨害排除、環境保全について

本件土地が入会地であり、原告ら一定集落住民の総有に属するとの点は否認する。その余は、知らないし争う。(平成14年2月21日付甲事件答弁書3頁)

被告は、被告以外の者による本件土地への立入や使用を制限したり、妨げたりしたことではなく、原告らによる本件土地の使用収益を何ら妨害しているものではない。原告らは、利用しようと思えばいつでも、本件土地を漁の合間の休息地や漁網などの用具を補修したりする場所として利用することができる状況にある。(平成17年1月25日付甲事件準備書面6頁)

ロ、所有権移転登記手続抹消について

A, Bの所有名義(であったこと)については認める。(甲事件答弁書3頁)

C, Dの所有名義(であった)との点について認め、塗泊浦が入会集団であるとの点につき否認する。(平成14年7月2日付乙事件答弁書3頁)

昭和30年代初め頃には、塗泊小組合の組合員が馬毛島で漁をする際、網を干すなどして本件土地を使用していたことはあった。しかしながら、昭和40年以降、本件土地が塗泊小組合組合員の漁業のため使用されることは全くなく、塗泊小組合自体が地域住民の共同体

的集団としての性格を失い、塙泊地区の住民・塙泊小組合組合員・本件土地地権者とは分離するに至っている。したがって、本件土地を対象とした塙泊小組合の入会権が成立する程度の慣習が存在したとはいえない。・・・・(中略)仮に、昭和30年代以前に、本件土地に対する塙泊小組合の入会権が成立していたとしても・・・・(中略)本件土地に対して塙泊小組合の共同体的規制は既に消滅している。(乙事件答弁書2頁)

百歩譲って、仮に塙泊小組合が本件土地に入会権を有しているとしても、・・・・(中略)本件土地は塙泊小組合とは別に地権者が有する入会権は「共有の性質を有する入会権」ではなく、本件土地の使用収益権が組合員に総的に帰属しているに他ならない。したがって、地権者が本件土地の共有持分を譲渡することは、塙泊小組合員全員の同意がなくとも可能であることは明らかである。(乙事件答弁書2頁)

ハ、土地処分の是非について

原告らは、本件係争地の入会権者が原告ら及び被告馬毛島開発を除く被告らであると主張しており、かかる原告らの主張に基づいたとしても、本件訴えが入会権者全員ではなく、一部の者によって提起されたものであることは明らかである。よって、被告馬毛島開発に対する本件訴えは、当事者適格を欠く不適法なものであり、直ちに却下されるべきである。(平成14年10月28日付丙事件答弁書2頁)

(三)、被告住民らの主張

丙事件において、被告住民らは塙泊小組合(以下「小組合」という)について「入会集団であるとする点を否認する」(平成14年10月28日付答弁書1頁)と述べているが、それ以上の具体的主張(反論)は見られない。なお、甲事件で被告A及びBが一訴えを取り下げられる前に一「原告住民らの『漁業つぶし』『自然破壊』の不安に対して、彼らが不安をもっていたかは不知であるが、少なくとも自分たちはそのような不安をもっていない」(同年7月2日付準備書面1頁)と述べ、また乙事件でも「登記に関する原告の主張は認める。塙泊浦が入会集団であることは否認する」(同年7月2日付準備書面1頁)と述べているだけである。

(四)、留意点

ここで、事実関係を正確に把握するため、下記の留意事項(イ～ニ)に若干のコメントをしておきたい。

イ、塙泊集落、塙泊小組合及び馬毛島地権者の会の団体的性格と相互関係

現在、本集落(住民戸数約200戸)の管理組織は、最高責任者である部落長、会計(1名)、実際の執行機関である班長(16名)、壮年会(会長1名、副会長2名)、体育部(部長1名)によって構成され、そして総会は年1回で、集落有地問題について付議されることはなく行政との連絡事項、集落全体の行事や親睦について付議し、多数決決議により議決される(役員の任期は1年)。したがって、単に集落を指す場合は、集落住民全員構成による末端行政単位としての塙泊集落である。

本集落内の漁民は、元来、漁民生活共同体を形成し父祖の代からこの地域に定住し、世帯ないし家を単位に浦の規制に基づき賦役(磯洗い等)を負担し、浦持地や漁場を管理・利用して來、現在、小組合(組合員約30名)へと引き継がれているものである。それから、旧来の浦持漁場支配権(海の入会権)の主体は小組合であるが、成文法上の制約(漁業法第8条「組合員の漁業を営む権利」、水協法第18条「組合員たる資格」)を受ける限りでは、旧

来の集団的統制は及ばなくなつた。そして、「地権者」という法律用語でない呼称は從前使われなかつたもので、平成元年頃から使われ始めた呼称である。同12年9月、業者の関係者と浦の代表ら数名が、「葉山の土地所有者集団は現在の塙泊小組合ではなく、昭和56年当時の塙泊漁民約60名である」として、当時の漁民やその子孫に対して新たに字葉山の土地使用の許可を求めて説明会を開催したことによる。要するに、この地権者(土地所有権者)に対する説明会は、「漁業から離れた元漁民及びその子孫らも権利放棄の意思がなく且つ漁業復帰の可能性もあり土地処分権は彼らにも留保されていること」を前提としたものであった。

小組合及び馬毛島地権者の会(会員約60名、以下「地権者の会」という)の構成員とは、原則として、本集落内に居住し且つ一定の資格要件を満たす者(正確には、世帯)であり、本集落、小組合そして地権者の会は一致しないながらも相互関連性を有するものである。また、隣接集落に転居している現漁民(小組合員)1人が存在するが、彼は小組合及び地権者の会の総会に出席し評決権・発言権を有する者である。つまり、このことは、離村失権の例外によるものである。

被告業者は、「集落住民、小組合そして土地地権者は分離されるに至っている」と主張し、本集落が共同体的性格を失い入会権が消滅している(もしくは不存在である)と反論している。しかし、小組合及び地権者の会には旧来の共同体的規制(小組合員による磯洗いや土地処分についての権利者全員の同意等)が働いており、入会権が消滅したという根拠にはならないといえよう。藩政期には、集落が行政単位(地域集団)であると同時に漁民生活共同体の最小単位(入会集団)であり両者の機能が融合・統一されていたが、明治以降は両者が分裂し、行政的側面のみが近代化して町村制によってその変革を完成し、漁民生活単位は行政単位とは別個に存続し今日に至っているものである。

ロ、浦持地の管理及び利用

現在、字八重石と字蟹泊小屋には住民らが殆ど立ち入っておらず、これら2字について「入会的規制の消滅に当るのではないか」と被告らが主張している。昭和40年代からわが国の産業構造や漁業形態の急激な変化一日帰り漁業等に伴う漁業用地利用の激減により、字八重石及び蟹泊小屋は現在、殆ど利用されていないのが実情である。理由としては、字八重石及び字蟹泊小屋は字葉山に比して港から離れているという地勢にもより土地利用(入会稼)を然程必要としないためである。しかし、小組合員らは、年3回の総会にて、馬毛島の土地につき付議しており、そこでは、集落所有財産をどうするか、という内容も含まれる。そして、土地についての付議内容は、現在も利用されている字葉山の清掃等や見廻り(通常の管理)が主で、字八重石及び字蟹泊小屋については、殆んど付議されてこなかった。そうではあるが、原告らの見解は、「網干場や魚干場等の利用の必要が生じたならば、これらの土地部分はいつでも使用できる状態にあり、漁民らがあまり立ち入っていない土地部分が決して、使用収益不能ではない」という認識に立っている。

ハ、登記の経緯

馬毛島漁業基地全域は、明治34年に4ヶ浦(池田浦、洲之崎浦、塙泊浦及び住吉浦)共有の保存登記がなされ、その後、各浦の代表者名義による移転登記がなされており、そして昭和12年には字葉山を除き、本島の4ヶ浦の代表者2人ずつの登記名義となった。仮に、被告業者が主張する「入会権が成立する程度の慣習が存在したとはいはず・・・・(中

略) 地権者の民法上の共有地である」(平成14年7月2日付の被告業者の準備書面6頁)と解するならば、昭和12年の時点で、現在「地権者」と称する者たちの父あるいは祖父ら全員の名義で登記されたはずである。個人共有権であるならば、権利者は自ら第三者への対抗要件を放棄するはずがないと考えられる。もっとも、登記名義は便宜的なものにすぎないが、積極的に権利者全員の共有名義の登記としなかったことは、権利者(入会権者)を固定せず、集落内に定住する意思があり漁撈に従事すれば、分家等の新戸も入会権者に加える意思があったものと推断される。

また、字葉山は昭和12年完工の埋立地であるが、西之表町(当時)から譲渡されたとき、塙泊浦の代表者3名の名義としたのは、町が本集落有地(入会地)の拡張部分と認めたものと解される。葉山港は確かに塙泊浦に限らず、他のウラ集団等にも利用されている港であるが、このことは地の利がよいことによるものであろう。要するに、葉山港は立地条件のよい塙泊集落有地の地先に造成されたものであり、字葉山は築港の目的如何に係わらず、塙泊小組合が通常の管理を行い今日に至っている。

二、環境保全

かつて漁民らに馬毛島において勝手放題な土地利用は許さず、網干場利用、燃料薪の採取そして漁撈小屋の建造等といった利用は浦の規制の下に行っていた。そのことによって浦持地は、防潮・防風、土砂崩壊防備等の環境保全役割を果してきた。しかし、現在では採石工事により環境破壊が極めて進行している。そのことにつき、被告業者は「貯水池や沈砂池などの汚濁防止策をとっている」と述べているが、工事現場から漁場には泥水が流れ込み水産資源保護に対する適切な処置とはいえず、安全性の点から問題がある。

四、判決、その評価と検討

(一) 第一審各判決

平成17年4月、第一審判決が言い渡され、甲乙両事件が棄却、丙事件が却下された。

甲事件では字葉山に入会権を認めながらも、土地所有者(入会権者)らに対する妨害事実(物資や機材の搬入搬出等)は軽微であり「侵害態様は通行にとどまり……(中略)機械搬入は平成13年に2回だけである……(中略)侵害はいまだ社会通念上受忍要請される範囲といえ、原告らは、その差し止めを求めることができないというべきである」(甲乙事件判決文22~24頁)と判示し原告らの請求が棄却された。次に、乙事件でも「原告らが有する使用収益権を根拠としては、被告に対する各持分権移転登記の各抹消登記手続きを請求することはできないというべきである」(同16頁)と判示し棄却された。

そして、丙事件では「入会権は権利者である一定の入会集団に総有的に帰属するものであるから、入会権の確認を求める訴えは、権利者全員が共同で原告となって訴えなければならない」という最高裁昭和41年11月25日判決(民集20巻9号1921頁、所有権移転登記手続請求事件)を根拠に、「本件訴訟が、入会権を主張している入会集団構成員によって提起されたものではなく、その一部の者によって提起されたものであることに争いはないため、本件における訴えは、原告適格を欠く不適法なものである」(丙事件判決文18~19頁)と判示し却下された。なお、この判決は、最高裁平成11年11月9日判決(判タ1201号128頁、土地境界確定請求事件)の千種秀夫裁判官の補足意見を援用したもので、その内容は、原告

に加わらなかった権利者を被告にしたことにつき、境界訴訟の特殊性(境界確定訴訟は本来非訟事件である)から「例外的に認められるものであり、境界確定訴訟以外の固有必要の共同訴訟には当てはまるものではない」というものである。

(二) 第一審各判決の問題点

甲事件判決の問題点は、業者による妨害の事実が乏しく侵害の態様が通行にとどまっているといえるのであろうか、という点である。原告主張の中に、「被告業者従業員らが字葉山と字蟹泊小屋間にゲートを設けて道路(西之表市道)を封鎖し原告らの往来や葉山神社への参拝を妨害している」(甲乙事件判決文8頁)とあるが、この事実は字葉山の利用もままならず不法占有を示すものであり継続的侵害行為に該当するのではなかろうか。すなわち、この判決は、被告業者が登記名義(市道の登記名義が業者所有名義となっている)を根拠に権利の乱用を行使していることについて何ら触れておらず、重要な事実を見落としているといえよう。また、機械の搬入が一空中撮影による採石工事現場の乱開発の現状からして一過去2回のみによるものとは考えられず、なお以前から継続的に搬入が行われていたことが漁民らに目撃されており、したがって甲事件判決は虚偽の証拠に基づく判決といわざるを得ない。そして更に、甲事件で、独立の請求原因である環境保全(採石工事による土砂流出等)について何ら判断していないのは環境破壊の事実を無視あるいは軽視することで問題であろう。

次いで、乙事件については、業者に対し対外的に土地売却賛成派住民が反対派住民と一緒にになって原告として訴訟参加することはありえないため、原告らは敗訴もやむなしとし登記申請適格がないことを認め控訴を断念した。つまり、登記名義人たる被告住民や被告業者への売却譲渡を有効と考える被告住民らが自己の失策を認め訴訟参加することはあり得ず、訴えを起こすことは不可能であると判断した。また将来、仮に良好な開発につき土地売却の事態が生じたとしても現在の原・被告住民全員の同意を要し、その時点で彼らと一緒にになって所有権の移転登記(名義変更)を現被告業者に請求すればよいという結論にもよる。なお、我が国では登記に公信力がなく、そして入会権の第三者への対抗要件は登記とは関係なく一支配の事実であることにもよるものである。

更に、丙事件判決での固有必要の共同訴訟についての解釈が、憲法第32条の「何びとも裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」という規定に抵触するのではなかろうか。この判決によれば、共有持分を売却した者も含めた全員が原告でなければ、売買の無効、権利確認ができなく、このことは事実上、当事者に不可能を強いるものである。これでは、入会権者(原告)は訴訟による権利救済の途が塞がれ、裁判を受ける権利を奪う違憲の判決と解される。

また、最高裁平成11年11月9日判決では、境界確定の訴えにつき原告として提起することに同調しなかった共有者(すなわち、非同調者)を一二次被告として一被告に加えたものであるが、丙事件とは事案が異なるものである。けだし、本件では、被告住民らは勝手に持分を業者に譲渡しその対価を得ている者たちであり、係争各土地については「入会権は消滅し民法上の共有地となっている」(甲乙事件判決文11頁)と抗弁していることから、明らかに被告適格を有する者で非同調者ではあり得ない。そして、この最高裁判決では境界確定訴訟以外につき「固有必要の共同訴訟とされる場合に一般に非同調者を被告として提起することができるものではない、と解され」るというが、何故解されるのか理由が示さ

れていない。

丙事件には、最高裁昭和43年11月15日判決（中尾英俊編・戦後入会判決集第1巻144頁、所有権移転登記等抹消登記手続等請求事件）を援用すべきであろう。つまり、この最高裁判決は、数名の代表者の共有名義で登記された部落有入会地において、登記上共有持分権を取得し、また共有持分上に抵当権を設定した第三者がその土地上に権利を有するか否かが争われた事件で、被告3人を除く権利者全員（部落内居住者75人）が登記名義人3人（権利者で部落内居住者）に対し「相続による移転登記の抹消」を、所有権移転登記を受けた第三者3人及び登記名義人1人に対し「所有権移転登記及び抵当権設定の抹消登記」を請求したが、入会集団の慣習に反して第三者が登記上共有持分権を取得しても実体上何らの権利をも取得しないと判示したものである。すなわち、この最高裁判決は、入会地における登記上の持分を売却した者がいる場合、これを不当とする入会権者全員がその者及び登記上の持分権者を相手として入会権の存在を理由にその無効の確認請求できるという意味を持つ判例である。

（三）、控訴審判決

事実誤認や判例解釈の適用誤りという点から甲丙事件判決には問題があり、これら両事件について原告（控訴人）らは原判決の取り消し・差し戻しを求めて控訴（福岡高裁宮崎支部）するに至った。その後、平成18年3月、控訴人らは「第一審以上の妨害事実についての立証が困難である」という理由により、甲事件（同17年（社）第118号事件）の控訴を取下げた。そして、同18年6月、丙事件（同17年（社）第119号事件）控訴審判決が言い渡されたが、この判決では「入会権確認訴訟は固有必要的共同訴訟であり、入会権者の一部の者によって提起された本件訴えは、原告適格を欠くものとして不適法である・・・」（判決文2頁）と判示され、第一審判決が支持され控訴人らの請求が棄却された。

（四）、上告審判決

控訴審判決を不服として、控訴人（上告人、上告受理申立人）らは、丙事件につき、原判決を破棄し更に相当の裁判を求めて上告した（平成18年（社）第21号入会権確認請求上告提起事件、同（受）第23号入会権確認請求上告受理申立事件）。同18年10月、判例解釈の適用誤りを理由とする入会権確認請求上告受理申立事件は受理された（（受）第1818号事件）が、一方、憲法違反を理由とする入会権確認請求上告提起事件は同年9月、上告理由（民訴法第312条）がないことを理由に却下された。

そして、同20年7月17日、入会権確認請求上告受理申立事件の判決（以下「本最判」という）では、原審が破棄され第一審判決が取り消された。つまり、本最判では「訴訟によって当該土地が入会地であることの確認を求める訴えを提起するに同調しない構成員がいるために構成員全員が訴訟当事者となる形式で・・・（中略）入会権を有することの確認を求める訴えを提起することが許され」（判決文4頁）ると判示され鹿児島地裁に差し戻された。

（五）、判例・学説・・・固有必要的共同訴訟

判例の流れとして、最高裁昭和41年11月25日判決（民集20巻9号1921頁、所有権移転登記手続請求事件）では「入会権の確認を求める訴は・・・（中略）固有必要的共同訴訟である」とし、次に同昭和57年7月1日判決（民集36巻6号891頁、地上権存在確認・地上権設定登記手続・土地引渡請求事件）では「入会権の管理処分に係わるものとの確認は固有必要

的共同訴訟であるが、使用収益を行なう権能は各自が単独で行使することができる」とし、更に同平成6年5月31日判決（判タ854号62頁、所有権確認等請求事件）では「入会団体を民訴法第29条の代表者の定めある法人でない社団とみて当事者能力を認め、且つ授権を要件としてその代表者の訴訟行為を認めた」としている。そして、本件（丙事件）下級審では一判例の援用誤りと解されるが一前述の通り、同平成11年11月9日判決の千種裁判官の補足意見が援用・支持された。判例の態度は、共同所有関係における固有必要的共同訴訟を前提としながら、この訴訟論の枠内で入会権者の権利救済をはかつてている点で評価される。

次に、学説の動向を見るに至る。伊藤護也教授は、上記昭和57年判例につき「入会団体が有する入会権と各権利者が有する入会権とは別個の権利（前者が管理処分権で、後者が使用収益権）とする誤った考え方が前提になっている」と指摘するが、同教授の見解は、前者が団体に帰属し後者が構成員各自に帰属するという学説（我妻説）を批判し川島説を踏襲したものである。川島武宜教授は、集団として有する入会権を集団権、構成員として有する入会権を持分権とし、集団権は持分権の総和であり持分権は集団権の一単位であって、集団の統制の下に土地を管理処分し使用収益する権利であると論述し、さらに利益衡量の実質的判断から、固有必要的共同訴訟の不採用を主張している。すなわち、川島教授によれば、固有必要的共同訴訟は入会権者の一部による処分を容認し事実上訴訟の途を塞いでいることを指摘している。

また、中尾英俊教授は、「入会権の確認は入会集団が提起すればよいのであって、その構成員が何人であろうと問うところではない。ただ、原告が少人数で入会権の存否の判断が困難な場合のみ、訴を却下すればよい。入会権者全員でないからといって訴を斥けるのは判例の悪乗りである」と、入会権確認訴訟が固有必要的共同訴訟でないことを指摘する。

どういう場合が固有必要的共同訴訟となるのか法律が明確な基準を示していないため、本件に限らず入会権確認訴訟では、訴訟の入り口論としてこの訴訟論が立ち塞がっていたが、本最判は、この訴訟論の枠内で集団訴訟の門戸を大きく開いた画期的判決と評価され得よう。

（六）、私見

当下級審裁判所（福岡高裁宮崎支部及び鹿児島地裁）は丙事件につき、「入会権は権利者である入会集団の構成員に総的に帰属するものであるから、入会権の確認を求める訴えは、権利者全員が共同してのみ提起し得る固有必要的共同訴訟である」と判断したが、それは入会権者の一部が共有地（総有地）を違法に売却したことに対し、それを取戻す裁判は、被告業者を相手に被告住民も含め権利者全員が原告として訴訟参加しなければならず、不可能に近い困難を意味するものであった。本最判は、固有必要的共同訴訟の枠内で権利者全員の訴訟参加を認めるものであり、一つの事件内に業者に対する対外的訴訟と被告住民に対する対内的訴訟が併存し、よって合一確定の要請すなわち当事者全員に既判力が及ぶというもので何ら訴訟要件に欠けることはないと解されたものである。以上のことからして、構成員全員が原告として参加しなければ、訴訟要件を満たさないとする見解に立つ第一審・控訴審の裁判官は、入会権の実態・歴史性を軽視し、無理解・曲解によって誤判を引き起こしたといわざるをえない。

また、丙事件第一審判決で、入会集団を「権利能力なき社団」と定義していることは問題である。入会集団に当事者適格を示すため民訴法第29条の「法人でない社団」を用うる

としても、浦持地の所有形態（離村したら権利を失う）、意思決定方法（土地の処分については全員の同意を必要とする）といった面で両者は峻別されなければならない。入会集団は権利能力なき社団（法人でない社団）でなく、実在的総合人（団体と個人の未分離と統一）であり、集団構成員と別個に存在するのではなく構成員全体を総合した実在する団体である。浦持地は権利能力なき社団の単独所有財産とは異なるもので、人的結合の強い共同所有（総有）財産である。つまり、浦持地は入会集団が有すると同時に構成員各自が有する共有財産である。したがって、個人の権利を多数決で処分・変更できないのは憲法上（第29条第1項、財産権の補償）当然といえる。

次に、入会権の存否について述べる。本件係争各土地には入会権が解体し民法上の共有地になったという明確な指標はない。小組合及び地権者の会は、集団的統制の下に一必ずしも総会時に限るものではないが構成員の意思を確認し合っている。総会が開かれた場合、会合の案内及び結果報告は在郷のみになされ出郷者に対しては原則としてなされない（離村失権の原則）。それから、原告らは係争各土地を今でも自分たちの浦持地として意識しており、此度に至るまで本件係争各土地の売却譲渡が浦（小組合及び地権者の会）とは関係なく全く自由に行われたという事実はなく、また一近隣地域を除いて一地域外に転出しても権利を有するという転出者の意識、権利者以外に浦とは関係なく自由に使用収益させるという事実もない。したがって、入会権の慣習規範（離村失権の原則）が生きていると解され、入会権の存在は確認され得る。結論として、本件各土地は共有入会地（共同所有地の一特殊形態である総有地）であり、その本質は総有にあり解体過程にあれども総有的支配秩序が生きていると解され、民法上の共有地へと変質するに至っていないといえよう。

五、今後の課題

業者による妨害の事実や住民による利用の事実がある字葉山につき甲事件が最初に訴え提起され、次いで妨害の事実や住民の立ち入りが殆どない字蟹泊小屋及び字八重石につき乙事件が順次訴え提起されたが、両事件で原告らが登記名義人と業者のみを被告としたことは、原告住民らがウラ共同体の分裂・崩壊を案じ入会権者全員を訴訟に巻き込みたくないという意思の表れと推断される。しかし、訴訟の進行過程で「この事件は権利者全員参加の固有必要的共同訴訟ですよ」という裁判長（平成14年9月、池谷泉裁判官）の示唆により、丙事件を新たに提起せねばならず原告に加わらない権利者全員（登記名義人を含む）と業者を被告にせざるを得なかつたといえよう。筆者は、固有必要的共同訴訟論を否定した中尾説を支持したい。本最判は一定の高い評価を受けるものではあろうが、あくまで固有必要的共同訴訟の枠内での裁判上のテクニックによるものであり、この論理は、訴訟に参加したくない権利者に対し一済の味方を敵にせよという一敵対心を煽るという要素を孕むものであろう。したがって、共同体の分裂・崩壊の防止という点から、固有必要的共同訴訟は更に検討されるべきで問題である。また、憲法第32条（裁判を受ける権利）との関係からも、入会権確認訴訟が果して固有必要的共同訴訟論に拠るべきことが妥当か否か検討されるべきであろう。

それから、甲事件判決では「入会集団による使用及び統制が完全に失われた状態とは認められず、慣習の変化による共有形態への移行は認められない」（甲乙事件判決文20頁）と

して字葉山につき入会権存在の事実を判示している。しかし、乙事件では、字蟹泊小屋及び字八重石について、「入会権の内容である使用収益権がいかなる使用を行う権利であるか、具体的な主張がなく、……」（同16頁）と判示し、入会権存否の判断を避けている。この事実は、入会地の利用（入会権の発生要件）という点のみの着目であり、管理（小組合員による境界確定の共同作業等）という事実（入会権の存続要件には通常の管理行為も含む）を見落としているといえよう。これから本案（丙事件）実体審理では、野村泰弘教授が指摘するように、「共同所有権の特殊形態である共有入会権においては、必ずしも利用の事実が入会権存続の確心的要素ではなく、むしろ集団が地盤所有者として如何なる意識を持っているか」という点が重視されるべきである。

なお、入会権の権利関係は登記とは関係ない（我が国の登記制度では登記に公信力がない）が、登記は対外的にかなりの影響力を持つものである。入会権の権利主体の登記ができず更にその権利内容が公示できないことに、登記名義人の専横を許したものである。現在、入会権の登記の処理として「委任の終了」という方法が認められており、この適用は登記名義人の専横を防止し、入会権であることを公示する一助となる方策として入会権法学者に期待されているので、このことを支持したい。委任の終了を原因として旧代表者から新代表者へ移転登記する場合、新代表者選出の決議を表わす書面を登記原因証明情報として提出することにより、新しく登記名義となる者の授権が明らかになり、このことは紛争防止にも多いに役立つものといえよう。登記に入会権の権利関係を反映させるようより一層努力することが今後は大きな課題である。

現在、本集落の入会権者は土地売却賛成派・反対派に分かれているが、土地持分の譲渡につき分配金を受取った者の中には、原告として訴訟参加している者が数名見受けられる。この事実は、被告業者との仲立をした浦の代表による説明が権利者たる住民に対し十分なされないまま、権利者が持分譲渡の対価として金員を受取ったものと考えられる。紛争の再発防止のためにも熟議の上慣習を見直し、また小組合と地権者の会との齟齬及び相互関係をも明らかにし、環境保全を盛り込んだ明瞭な規約の成文化を図るべきであろう。また最近、馬毛島が空母艦載機の発着訓練の候補地として浮上したことに対し、原告らはさらに危機感を深めている。原告らの抱く斯様な疑惑（危機感）は、今後明らかにされねばならぬ問題である。

六、結びとして

近時、環境問題につき地域住民らが一土地処分については権利者全員の同意を有しそうことが環境保全の砦になり得るという一入会権を盾に自然環境の悪化及び破壊を阻止することも多くなっている。けだし、入会権者の入会権認識が環境保全の認識を強く有するようになっていることは事実である。今後は従来の村落法研究の延長から環境保全の権利根拠としての入会権研究へと視点を変えたより一層の研究も重視されるべきであろう。

参考文献

- 広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、昭和62年）
川島武宜『川島武宜著作集』第9巻（岩波書店、1986年）

〃 『川島武宜著作集』第8巻(岩波書店、1983年)
川村孝則「米軍N L P基地（離着陸訓練施設）誘致反対の闘い」『自治研かごしま』第90号（鹿児島地方自治研究所、2008年）
長野広美「馬毛島の開発の歴史と自然を守る運動」『自治研かごしま』第90号（鹿児島地方自治研究所、2008年）
佐藤功『日本国憲法概説』（学陽書房、昭和55年）
小林直樹『憲法講義・改訂版（上）』（東京大学出版会、1976年）
我妻榮=有泉亨『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（1983年、岩波書店）
伊藤護也「入会権と所有権を巡る紛争」『広島法学』第10巻第1・2号（1986年）
中尾英俊「入会集団の団体的性格」『西南学院大学法学論集』第27巻第4号（1995年）
〃 「入会裁判と環境保全」『村落と環境』第2号（村落環境研究会、2006年）
〃 「入会判決についての雑感」『ほうげん復刊』第5号（西南学院大学ほうげん会、平成18年）
〃 『新版注釈民法（7）』（有斐閣、2007年）
小島武司「共同所有をめぐる紛争とその集団的処理」『ジュリスト』第500号（有斐閣、1972年）
江渕武彦「登記原因としての委任の終了再論（1）」『九州共立大学経済紀要』第87号（2002年）
〃 「『委任の終了』と不動産登記法改正」『島大法学』第51巻第1号（2007年）
牧洋一郎「塵芥処理施設建設を巡る入会紛争」『都市問題』第99巻6号（東京市政調査会、2008年）
野村泰弘「入会権の確認を求める訴えは固有必要の共同訴訟であり、たとえ同調者を被告として加えたとしても不適法な訴えであるとして却下された事例」『島根県立大総合政策論叢』第10号（2005年）
〃 「共有入会地の処分と慣習」『徳山大学論叢』第53号（2000年）
大判・昭和3年12月24日付法律新聞第2948号
平成13年11月15日付鹿児島新報
平成14年2月18日付南日本新聞
平成14年2月28日付南日本新聞
平成19年12月22日付南日本新聞

村落環境研究会第5期第1回理事会議事録

- 1 日 時 2008年09月05日
- 2 場 所 佐賀市 アバンセ（佐賀県立女性センター）
- 3 出席者 理事：本人出席：堺 正紘、矢野達雄、江渕武彦、福村良一、枚田邦宏、牧洋一郎、委任状：泉 英二、大庭礼三、計8名
監事：高尾徳次、川原祥治
顧問：中尾英俊
会員：岡本常雄、野村泰弘
- 4 議長選任 会則第7条③により会長
- 5 会議の成立 理事全員の出席により成立
- 6 議 事
第1号議案 村落環境研究会第4期（2007年07月～2008年06月30日）事業報告及び決算報告を、堺会長より説明し、引き続き川原監事より監査報告の説明があった。討議の結果、これを異議無く承認した。
第2号議案 村落環境研究会第5期（2008年07月～2009年06月30日）事業計画及び予算案を、堺会長より説明し、討議を行った。
第6回シンポジウムについては、開催場所を山口県内とし、現地事務局を江渕・福村理事、松原顧問等にお願いすることになった。テーマについては、生産森林組合からの移行を含めて近年増加している「地縁団体」取り上げることになった。討議の結果、上のことも含めて、異議無く了承された。
第3号議案 次期（2008年09月01日～10年08月31日）役員候補者の選考について、堺会長から現理事8名及び現監事2名の再任並びに新規に岡本理事の選任について提案があり、審議の結果、理事会案として総会に提案することになった。

村落環境研究会第5期第1回総会議事録

(会長あいさつ)

村落環境研究会の会長を仰せつかっております堺です。当村落環境研究会は4年前に設立されシンポジウムも今年で5回目となります。

第1回目のシンポジウムでは「市町村合併と入会林野」ということについて議論しました。入会林野は市町村合併の度にいろんな形で形態変化、解散したり、乗っ取られたりあるいは名称を変更したりといろんな歴史を歩んでまいりました。

2回目は「入会裁判、入会紛争」として入会をめぐる裁判や紛争について討議を行いました。古来多くの紛争があり未だに入会裁判は続いております。

3回目は「村落と環境をめぐる問題」です。環境に絡んで入会が問題となり、それが裁判となるケースがございます。環境を守るよりどころとして、入会権あるいは入会地が大きな役割を果たしているのではないかとの観点から取り上げております。

昨年の第4回は「集落の森林管理」を取り上げました。入会林野の母体は集落でありますから、集落が森林を管理する上でどういう役割なり機能を果たしているかという議論をしました。

今回もまた村落を基軸において生産森林組合を取り上げることにしました。生産森林組合は入会林野の形態変化の一つだと思いますが、そこでも集落の果たす役割は非常に大きいと思います。そういう観点から本日は議論していきたいと思うのでよろしくお願いします。

村落環境研究会総会議事録

1 日 時 2008年9月5日13時15分～30分

2 場 所 アバンセ（佐賀市）

3 議長選出 重石功（大分県日田市）

4 議 事

第1号議案 第4期事業報告及び決算報告（2007年7月1日～2008年6月30日）

堺会長から事業報告及び決算報告と川原監事から監査報告があり、審議の結果全員一致で承認された。

第2号議案 第5期事業計画及び予算案（2008年7月1日～2009年6月30日） 堀会長から第5期事業計画及び予算案について提案があり、審議の結果全員一致で承認された。

第3号議案 次期役員の選考

堺会長から現理事8名及び現監事2名の再任並びに新規に岡本理事の選任について提案があり審議の結果、全員一致で承認された。

役員名簿（2008年09月01日～2010年08月31日）

（理事10名以内、監事2名、総会で選出）

| | |
|-------|----------------------------|
| 理事・会長 | 堺 正紘（九州大学名誉教授、NPOFORI 理事長） |
| 理事 | 矢野達雄（広島修道大学教授） |
| 理事 | 江渕武彦（島根大学教授） |
| 理事 | 福村良一（山口県長門市在住） |
| 理事 | 泉 英二（愛媛大学教授） |
| 理事 | 枚田邦宏（鹿児島大学准教授） |
| 理事 | 牧洋一郎（鹿児島市在住） |
| 理事 | 大庭礼三（大分県日田市在住） |
| 理事 | 岡本常雄（大阪府箕面市） |

| | |
|----|----------------|
| 監事 | 高尾徳次（大分県日田市在住） |
| 監事 | 川原祥治（福岡市在住） |

（顧問は、会長が指名、理事会で決定）

| | |
|----|--------------------------|
| 顧問 | 中尾英俊（弁護士、西南学院大学名誉教授） |
| 顧問 | 松原 功（技術士、山口県入会林野コンサルタント） |
| 顧問 | 西森正信（流域活性化センターによど川・事務局長） |

第4期 村落環境研究会収支決算書

(07年7月1日～08年6月30日まで)

(単位:円)

| 1) 収入の部 | 予算(A) | 決算(B) | (A)-(B) | 備考 |
|----------|---------|---------|---------|-----------|
| 前期繰越 | 86,847 | 86,847 | | |
| 会費 | 137,000 | 102,000 | | |
| その他 | | 4,022 | | 会報販売、受取利息 |
| 収入合計 | 223,847 | 192,869 | 30,978 | |
| 2) 支出の部 | 予算(A) | 決算(B) | (A)-(B) | |
| シンポジウム経費 | 80,000 | 33,706 | | |
| 機関誌印刷費 | 80,000 | 80,000 | | |
| 会議費 | 8,000 | 0 | | |
| 通信費 | 20,000 | 20,730 | | |
| 事務用品費 | 10,000 | 0 | | |
| 郵便振替手数料 | 3,000 | 2,360 | | |
| その他 | 20,000 | 525 | | |
| 支出合計 | 221,000 | 137,321 | 83,679 | |
| 3) 次期繰越 | 予算(A) | 決算(B) | (A)-(B) | |
| 次期繰越 | 2,847 | 55,548 | -52,701 | |

第5期 村落環境研究会収支予算書(案)

(08年7月1日～09年6月30日まで)

(単位:円)

| 1) 収入の部 | 第4期決算(A) | 第5期予算(B) | (A)-(B) | 備考 |
|----------|----------|----------|---------|--------------|
| 前期繰越 | 86,847 | 55,548 | | |
| 会費 | 102,000 | 106,000 | | 会員43、賛助会員4 |
| その他 | 4,022 | 0 | | 会報販売、受取利息 |
| 収入合計 | 192,869 | 161,548 | 31,321 | |
| 2) 支出の部 | | | | |
| シンポジウム経費 | 33,706 | 50,000 | | 会場使用料等 |
| 機関誌印刷費 | 80,000 | 80,000 | | 「村落と環境」5号印刷代 |
| 会議費 | 0 | 0 | | |
| 通信費 | 20,730 | 20,000 | | |
| 事務用品費 | 0 | 0 | | |
| 郵便振替手数料 | 2,360 | 3,000 | | |
| その他 | 525 | 1,000 | | |
| 支出合計 | 137,321 | 154,000 | -16,679 | |
| 3) 次期繰越 | | | | |
| 次期繰越 | 55,548 | 7,548 | 48,000 | |

監査報告書

平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第4期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下のとおり報告致します。

- 財務執行は証拠書類に照らして適正に行われており、収支決算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

平成20年8月28日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
監事 高尾 徳次 印

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神3丁目10番25号森連ビル506

(特定非営利活動法人 森林誌研究所 内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。
その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

- 第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。
- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。
会長は事務局長を指名する。
 - 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
 - 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
 - 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

- 第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。
- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
 - 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
 - 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成21年4月1日より効力を生じる。

村落環境研究会 理事 会長 堀 正紘

編集後記

村落環境研究会の歩み

村落環境研究会理事長 堀 正紘

村落環境研究会は、約30年間の歴史を刻んだ西日本入会林野研究会の解散を経て2004年9月に設立されました。

1975年に設立された西日本入会林野研究会は、毎年、西日本（中国、四国、九州・沖縄）各地でシンポジウムを開催し、入会権や入会林野近代化事業、生産森林組合等、入会林野にかかる諸事象について報告・討論し、その詳細な内容を機関誌『西日本入会林野研究会会報』に記録してきました。

毎年のシンポジウムは、「入会林野の現場に立つ」という考え方から、できるだけ農山村地域や離島で開催することとし、毎回150名以上（時には200名以上）の参加がありました。しかし、90年代後半から入会林野整備事業の実質的な終焉によって県や市町村担当者の参加が急減し、2003年のシンポジウムを最後に解散することになりました。解散大会での「研究会の解散はやむを得ないが、村落に関する議論の場として新たな研究会を」という決議が、村落環境研究会の設立につながったことは言うまでもありません。

村落環境研究会はすべてボランタリーな会員で構成、運営されています。シンポジウム参加者は40～80名程度と多くはありませんが、法律、政策、経営にわたる実態報告と討論は、理論的にも、実践的にも示唆に富むものです。内容は機関誌『村落と環境』に掲載しています。参考までに、これまでの5回のシンポジウムの個別報告をご紹介しましょう。

第1回（大分県天瀬町）。「市町村合併と入会林野」（矢野達雄）、「市町村合併と入会林野」（林康弥）、「北川町の入会林野」（盛武義美）

第2回（愛媛県松山市）。「（今治市）共有組合の歴史と現状」（青井玄）、「入会林野と町村合併」（高尾徳次）、「（鹿児島県）馬毛島における浦持入会紛争」（牧洋一郎）、「財産区と共有地」（岡本常雄）

第3回（島根県松江市）。「委任の終了に対する不動産登記法改正の影響」（江渕武彦）、「（大分県）森林環境税による生産森林組合の活性化」（七条孝明）、「（福岡県）志波生産森林組合の沿革と現状」（池田武士）、「上関原発建設と共有地（共有入会権）訴訟」（野村泰弘）

第4回（鹿児島県鹿児島市）。「地域活動と一体となった森林管理」（延時力蔵）、「鹿児島県における生産森林組合の現状と課題」（久保慎也）、「認可地縁団体による森林管理—生産森林組合との違いと問題点—」（山下詠子）、「村落とその法的規律について—旧「ムラ」財産の帰属をめぐる法律問題—」（岡本常雄）

第5回（佐賀県佐賀市）。「村落の維持と農林の振興」（豆田忠）、「佐賀県富士町における生産森林組合と認可地縁団体について」（木下美穂）、「（長崎県）久山生産森林組合の現状と100年先を見据えた森林づくり」（宇土和彰）、「上関入会訴訟の最高裁判決の問題点」（野村泰弘）

「村落と環境」第5号をお送りします。昨年の佐賀での第5回シンポジウムの報告を中心に編集しました。会員各位の業務や事業運営の参考になれば幸いです。

村落環境研究会は2004年9月に設立されて満5年を経過しました。この間、毎年各地でシンポジウムを開催し、会員の方々の報告をもとに、入会や村落・ムラ、生産森林組合や地縁団体（法人）、入会訴訟と環境問題の関わり等に関する議論を積み重ねてきました。報告を収録した「村落と環境」を合冊にすると相当な厚さになりますから、これらの分野についてのわれわれの認識や情報もその分だけ豊富になったということでしょう。今後も回を重ねてさらに蓄積を増やしたいものです。

村落環境研究会はボランタリーな会員で構成され、運営されていますので、シンポジウムの参加者は決して多いとは言えません。しかし、そこでの報告や議論は、入会団体や生産森林組合等の関係者が現実に直面した問題についてですから、その内容は具体的かつ現実的であります。それだけに示唆に富むものが多いと確信しています。

村落と環境 第5号 2009年8月1日発行
(会員配布)

| | |
|--------|---|
| 編集発行 | 村落環境研究会 会長 堀 正紘 |
| 住 所 | 〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル 506NPO 法人森林誌研究室 |
| 電話／FAX | 電話：092-738-9511 FAX：092-738-9411 |
| Eメール | info-npofori@utopia.ocn.ne.jp |
| ホームページ | http://www16.ocn.ne.jp/~fori/sonraku/index.html |
| 振替口座 | 01770-9-77072 |
| 年会費 | 一般会員 2,000円 賛助会員（団体・法人）5,000円 |
| 印 刷 | アイメディア株式会社 福岡市中央区港2-11-8 電話：092-721-0769 |